

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第３条中（４３）から（５２）まで１ずつ繰り下げ、（４２）の次に次のとおり加える。

（４３）一般国道３１号（広島呉道路）

第４条中「別紙１－１２９」を「別紙１－１３２」に改める。

第５条中「別紙１－１２９」を「別紙１－１３２」に改める。

第１１条を次のとおり改める。

機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成７２年１月２日までとする。

ただし、第３条中一般国道１６５号（南阪奈道路）は平成３０年４月１日から、一般国道１号（油小路線）は平成３１年４月１日から、一般国道３１号（広島呉道路）は平成３１年７月１日から貸し付けるものとする。

第１４条中「別紙１－１２９」を「別紙１－１３２」に改める。

別紙１－２から別紙１－６、別紙１－９、別紙１－１２、別紙１－１３、別紙１－１
６、別紙１－２４、別紙１－２５、別紙１－２７、別紙１－３１、別紙１－３４、別紙
１－３５、別紙１－４０、別紙１－４１、別紙１－４７、別紙１－６２、別紙１－７４、
別紙１－９１、別紙１－９９から別紙１－１０１、別紙１－１０４から別紙１－１１１、
別紙１－１１３から別紙１－１１７、別紙１－１１９から別紙１－１２９を次のとおり
改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
 京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延 長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町	から	120	25.1	
京都府城陽市 寺田金尾	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

334, 115 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日
②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

379, 567 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 361, 770 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
 京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾	から	120	3.5	
京都府八幡市 美濃山荒坂	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

109, 007 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|--------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 4 月 | 30 日 (供用開始) |
| | 平成 | 32 年 | 3 月 | 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

103, 849 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 103, 849 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
 大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延 長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂	から	120	10.7	
大阪府高槻市 原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

412, 457 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

469, 325 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 450, 922 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
大阪府箕面市下止々呂美 まで

(口) 延 長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	120	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 宮が谷	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木千提寺インターチェンジ
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ
一般国道423号 バイパス	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ

(4) 工事予算

382, 152 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|------|--------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 12 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 12 月 | 10 日 (供用開始) |
| | 平成 | 32 年 | 3 月 | 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

405, 314 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 405, 314 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
 兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美	から	120	22. 6	
兵庫県神戸市 北区八多町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

384, 574 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|----------------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 12 月 | 10 日 | (箕面とどろみIC～川西IC 供用開始) |
| | 平成 | 30 年 | 3 月 | 18 日 | (川西IC～神戸JCT 供用開始) |
| | 平成 | 32 年 | 3 月 | 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

412, 422 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 412, 422 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀	から	80	11.4	
兵庫県宍粟市 山崎町市場	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	山崎ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

65, 148 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

72, 414 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 69, 527 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	100	4.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県徳島市 北沖洲	立体接続	徳島東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

80, 634 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

94, 471 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 91, 268 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
 徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東	から	100	10.9	
徳島県鳴門市 大津町大代	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県徳島市 川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県徳島市 川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

92, 887 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 14 日(供用開始)
- 平成 32 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 897 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104, 897 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
 大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	から	100	28.3	
大分県宇佐市 大字山本	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	平面接続	本線
県道犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

87,450 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日	
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	1 日	(豊前～宇佐間供用開始)
	平成	28 年	4 月	24 日	(椎田南～豊前間供用開始)
	平成	31 年	9 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

99,834 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 99,834 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

10, 128 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 昭和 62 年 3 月 24 日
②工事の完成予定年月日 平成 38 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 450 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 912 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 132 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 31 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 41 年 3 月 31 日

※本事業については、都市計画決定の上、事業の着手を行うものとする。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 485 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 428 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ッ道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ッ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 121 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|--------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 18 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 22 日 (供用開始) |
| | 平成 | 32 年 | 3 月 | 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 305 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 305 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
 大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目	から	80	1.0	
大阪府摂津市 鶴野二丁目	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0. 75×2	1. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
1. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3, 231 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日
②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 762 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 705 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション

(4) 工事予算

12, 193 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18 年	4 月	19 日	
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	3 月	18 日	(供用開始)
	平成	32 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13, 556 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 556 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
 和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	9.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号	和歌山県海南市 藤白	立体接続	海南インターチェンジ
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橘本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号及び 県道吉備金屋線	和歌山県有田郡 有田川町天満	立体接続	有田インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡 有田川町天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

47,855 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成予定年月日	平成	22 年	7 月	7 日	(供用開始)
	平成	32 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

49, 001 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 49, 001 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
 京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目	から	80	10.2	
京都府綾部市 有岡町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

24, 722 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 321 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 183 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	京都府綾部市上杉町 京都府舞鶴市字堀	から まで
-----------	-----------------------	----------

(口) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 宇堀 まで	80	4.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12, 013 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 6 月 23 日(外々運用)

平成 30 年 11 月 3 日(供用開始)

平成 32 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 395 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 395 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 029 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 35年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 301 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 249 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市 一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

738 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 6 年 | 1 月 | 26 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 072 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 037 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1, 458 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 826 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 766 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**(1) 工事予算**

30, 198 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

37, 609 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成25年12月22日 (供用開始) 平成26年 9月29日 (残事業完成)	1,848百万円	2,123百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月23日 (供用開始) 平成27年 3月 6日 (残事業完成)	2,516百万円	2,765百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年9月26日 (供用開始) 平成28年9月29日 (残事業完成)	2,604百万円	3,081百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	288百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壱町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成23年6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,044百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月29日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	1,720百万円	2,027百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1号 線及び市道 植木町広住 線	熊本県熊本 市北区植木 町石川及び 熊本県熊本 市北区改寄 町	立体接続	平成23年4月23日	平成31年3月24日 (供用開始) 平成32年3月30日 (残事業完成)	2,456百万円	3,322百万円	—	本線 直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 平成32年 3月30日 (残事業完成)	449百万円	463百万円	—	宝塚北 SA
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月14日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	352百万円	412百万円	—	松茂 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	市道塚原第3 号線(仮称) 及び市道塚 原第4号線 (仮称)	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	立体接続	平成24年5月17日	平成29年 7月 9日 (供用開始) 平成30年 6月30日 (残事業完成)	1,450百万円	1,836百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋堀手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	2,136百万円	2,828百万円	—	大分方面: 本線直結型 長崎方面: 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月31日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	1,104百万円	1,869百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月17日	平成26年12月13日 (供用開始) 平成27年12月12日 (残事業完成)	217百万円	244百万円	—	今川 PA
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月 1日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	350百万円	370百万円	—	上毛 PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法	他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日			
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県和歌山市森小手穂	県道と和歌山橋本線	和歌山県和歌山市森小手穂	立体接続	平成25年7月12日	平成31年3月10日 (供用開始) 平成32年3月30日 (残事業完成)	4,683百万円	5,679百万円	—	本線直結型
山陽自動車道 吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	市道津之郷瀬戸幹線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	立体接続	平成25年7月12日	平成30年3月31日 (供用開始) 平成31年3月30日 (残事業完成)	798百万円	1,154百万円	—	福山SA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	鹿児島県始良市西餅田	市道サービスエリア線及び市道鍋倉～触田線	鹿児島県始良市西餅田	立体接続	平成25年7月12日	平成31年3月30日 (一部供用開始) 平成32年3月31日	1,045百万円	1,563百万円	—	桜島SA
九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県都城市山之口町花木	市道山之口SA南通線及び市道山之口SA北通線	宮崎県都城市山之口町山之口及び花木	立体接続	平成25年7月12日	平成28年 9月24日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	685百万円	871百万円	—	山之口SA
九州横断自動車道 長崎大分線	大分県由布市湯布院町塚原	市道高速側道11号線及び市道高速側道12号線	大分県由布市湯布院町塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成28年11月27日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	911百万円	1,082百万円	—	由布岳PA
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	町道門川南インター線	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	立体接続	平成25年7月12日	平成29年 3月25日 (供用開始) 平成29年12月30日 (残事業完成)	1,168百万円	1,400百万円	—	本線直結型
東九州自動車道	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野	県道宮崎須木線	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野及び塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成32年3月31日	2,532百万円	3,188百万円	—	本線直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県田辺市稲成町 まで
(なお、事業着手する区間については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までとする。)

(ロ) 延長 26.9 キロメートル (9.5 キロメートル)
※()内は、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	80	26.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75, 000 百万円(消費税込み)

(うち、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの工事予算 23, 684 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 12 月 31 日

(なお、上記については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 423 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 202 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
 香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで		
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	第1種第3級	道路構造令
香川県高松市 前田東町	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 香川県さぬき市 津田町鶴羽	100	36. 2	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 香川県高松市 前田東町	80	15. 6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 香川県高松市 前田東町	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
	トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4. 50メートル(土工部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	3. 00メートル(土工部)	
香川県高松市 前田東町	まで	3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75, 912 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	24 年	5 月	17 日
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	11 月	21 日 (一部外々運用)
	平成	30 年	6 月	16 日 (一部外々運用)
	平成	30 年	9 月	13 日 (一部外々運用)
	平成	31 年	3 月	8 日 (供用開始)
	平成	32 年	3 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

83, 535 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 83, 535 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
 長崎県長崎市中里町 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町	から	80	11.3	
長崎県長崎市 中里町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

44,642 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 29 日 (長崎芒塚～長崎多良見間:一部完成)

平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48, 442 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46, 338 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)

(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号 (有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 19.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口	から	80	19.4	
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

87, 591 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

95, 472 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 91, 059 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 35 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,231 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,178 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(幸地IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡西原町字幸地

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 幸地インター線	沖縄県 中頭郡西原町字幸地	立体接続	幸地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,387 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,536 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,468 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

426 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 36 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

494 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(湯田PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市吉田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道湯田パーキング線	山口県山口市吉田	立体接続	湯田PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,596 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 32 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 874 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(沼田PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市安佐南区沼田町大字伴

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道安佐南4区431号線 及び 市道安佐南4区803号線	広島県広島市安佐南区 沼田町大字伴	立体接続	沼田PAスマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 523 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|--------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 30 年 | 3 月 | 21 日 (供用開始) |
| | 平成 | 31 年 | 3 月 | 30 日 (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 762 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

四国縦貫自動車道（中山スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県伊予市双海町上灘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道日尾野引坂線	愛媛県伊予市双海町上灘	立体接続	中山スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,388 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 541 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(人吉球磨スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県人吉市七地町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインターチェンジ第1号線及び 市道スマートインターチェンジ第2号線	熊本県人吉市浪床町	立体接続	人吉球磨スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 143 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 9 月 | 30 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 452 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号（油小路線）

(京都府京都市伏見区深草中川原町から京都府京都市伏見区向島大黒まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号 (有料道路名 : 油小路線)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市伏見区深草中川原町 から
京都府京都市伏見区向島大黒 まで

(ロ) 延 長 7.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京都市伏見区 深草中川原町 から 京都府京都市伏見区 向島大黒 まで	60	7.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員

京都府京都市伏見区深草中川原町から京都府京都市伏見区竹田向代町川町まで 3. 50 メートル

京都府京都市伏見区竹田向代町川町から京都府京都市伏見区向島大黒まで 3. 25 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府京都市伏見区 深草中川原町 から 京都府京都市伏見区 竹田向代町川町 まで	2 車線	4 車線	
京都府京都市伏見区 竹田向代町川町 から 京都府京都市伏見区 向島大黒 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	1. 25 × 2	2. 50	1. 75	0.75	2. 50	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 2.00 メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
京都市道高速道路1号線	京都府京都市伏見区深草中川原町	平面接続	本線
京都都市計画道路竹田街道	京都府京都市南区東九条柳下町	立体接続	鴨川西インターチェンジ
京都市道油小路通	京都府京都市南区上鳥羽尻切町	立体接続	上鳥羽インターチェンジ(北向き)
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区竹田向代町川町	立体接続	上鳥羽インターチェンジ(南向き)
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区竹田西内畑町	立体接続	城南宮北インターチェンジ
中央自動車道西宮線	京都府京都市伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町	立体接続	城南宮南インターチェンジ
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区横大路下三栖堂町	立体接続	伏見インターチェンジ
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市伏見区向島大黒	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

— 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 31 年 3 月 31 日

②工事の完成年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

— 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)

(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号 (有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府門真市三ツ島一丁目 から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 まで

(ロ) 延 長 1.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	第1種第3級	
大阪府門真市 大字蔭島	まで		
大阪府門真市 大字蔭島	から	第2種第2級	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	80	0. 8	
大阪府門真市 大字蔭島	まで			
大阪府門真市 大字蔭島	から	60	1. 1	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員

設 計 区 間		車線の幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	3. 50メートル	
大阪府門真市 大字蔭島	まで		
大阪府門真市 大字蔭島	から	3. 25メートル	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

別 紙 1

(木) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	4 車線	4 車線	
大阪府門真市 大字菰島	まで			
大阪府門真市 大字菰島	から	4 車線	4 車線	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		中央帯の標準幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	— メートル (土工部)	
大阪府門真市 大字蔭島	まで	2. 25 メートル (橋梁部)	
大阪府門真市 大字蔭島	から	1. 75 メートル (土工部)	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで	1. 75 メートル (橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字蔭島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字蔭島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

別 紙 1

(4) 工事予算

60, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日 平成 44 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87, 103 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 83, 129 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

30, 273 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 31 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 41 年 3 月 31 日

※本事業については、都市計画決定の上、事業の着手を行うものとする。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39, 431 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 37, 683 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道26号(堺泉北道路)

(大阪府堺市中区平井から大阪府高石市綾園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道26号 (有料道路名 : 堺泉北道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市中区平井 から
大阪府高石市綾園 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第4種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府堺市 中区平井	から	60	4.7	
大阪府高石市 綾園	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府堺市 中区平井 から 大阪府高石市 綾園 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	0. 75 × 2	1. 5	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)
1. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府堺市中区平井	立体接続	堺ジャンクション
府道泉大津美原線	大阪府堺市中区平井	立体接続	平井インターチェンジ
府道泉大津美原線	大阪府堺市西区太平寺	立体接続	太平寺インターチェンジ
府道泉大津美原線	大阪府堺市西区菱木	立体接続	菱木インターチェンジ
府道泉大津美原線	大阪府高石市取石	立体接続	取石インターチェンジ
府道和泉大津美原線	大阪府高石市綾園	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

5, 449 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 3 月 31 日

②工事の完成年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 464 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道165号(南阪奈道路)

(大阪府堺市美原区丹上から大阪府羽曳野市蔵之内まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道165号 (有料道路名 : 南阪奈道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市美原区丹上 から
大阪府羽曳野市蔵之内 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府堺市 美原区丹上	から	80	4.6	
大阪府羽曳野市 蔵之内	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府堺市 美原区丹上 から 大阪府羽曳野市 蔵之内 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	－	－	－	
トンネル部分	1. 75 × 2	3. 50	－	－	－	
橋梁高架部分 (中小橋)	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	－	－	－	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府堺市美原区丹上	立体接続	美原ジャンクション
府道泉大津美原線	大阪府堺市美原区丹上	立体接続	美原インターチェンジ
府道美原太子線	大阪府堺市美原区小平尾	立体接続	美原東インターチェンジ
府道美原太子線	大阪府羽曳野市蔵之内	立体接続	羽曳野インターチェンジ
一般国道165号(南阪奈道路)	大阪府羽曳野市蔵之内	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

32, 246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 3 月 31 日

②工事の完成年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 294 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(城陽スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

京都府城陽市富野長谷山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 城陽スマートインター線(仮称)	京都府城陽市富野長谷山	立体接続	城陽スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 697 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 29 年 | 9 月 | 22 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 36 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 185 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(加茂BSスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町三代

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 加茂インター線(仮称)	島根県雲南市加茂町三代	立体接続	加茂BSスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 065 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 29 年 | 9 月 | 22 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 34 年 | 6 月 | 30 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 388 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道2号(第二神明道路)

(兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号 (有料道路名 : 第二神明道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 から
兵庫県神戸市西区平野町中津 まで

(ロ) 延 長 6.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	から	80	6. 2	
兵庫県神戸市西区 平野町中津	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	から	4 車線	4 車線	
兵庫県神戸市西区 平野町中津	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	平面接続	永井谷ジャンクション
兵庫県道高速北神戸線 (阪神高速7号北神戸線)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	立体接続	永井谷ジャンクション
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 伊川谷町別府	立体接続	永井谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 櫛谷町菅野	立体接続	櫛谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 平野町向井	立体接続	平野東インターチェンジ(仮称)
一般国道175号	兵庫県神戸市西区 平野町下村	立体接続	平野西インターチェンジ(仮称)
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 平野町中津	立体接続	石ヶ谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

40, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA181+05)
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)
平成 30 年 9 月 1 日

ハ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)から兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)
平成 30 年 5 月 1 日

ニ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA134+80)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)
平成 30 年 9 月 1 日

ホ 兵庫県神戸市西区伊川谷伊吹(STA119+04)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(134+80)
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 738 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45, 552 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(延岡南道路)

(宮崎県延岡市石田町から宮崎県延岡市伊形町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(有料道路名 : 延岡南道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県延岡市石田町 から
 宮崎県延岡市伊形町 まで

(ロ) 延 長 0.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県延岡市石田町	から	100	0.7	
宮崎県延岡市伊形町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県延岡市石田町	から	2 車線	4 車線	
宮崎県延岡市伊形町	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	－	－	－	
トンネル部分	－	－	－	－	－	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	－	－	－	
橋梁高架部分 (長大橋)	－	－	－	－	－	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(延岡道路)	宮崎県延岡市石田町	平面接続	本線
一般国道10号	宮崎県延岡市伊形町	立体接続	延岡南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 054 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 546 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 448 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(隼人道路)

(鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県姶良市加治木町反土まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号

(有料道路名 : 隼人道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	鹿児島県霧島市隼人町住吉	から
	鹿児島県始良市加治木町反土	まで

(ロ) 延 長	7.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	80	7.3	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

24, 821 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 37 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30, 018 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28, 677 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))

(奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道路(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市歌姫町 から
奈良県奈良市八条三丁目 まで

(ロ) 延 長 6.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	80	6.1	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 0	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道(京奈道路))	奈良県奈良市歌姫町	平面接続	本線
一般国道24号	奈良県奈良市左京五丁目	立体接続	奈良北インターチェンジ (仮称)
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

76, 886 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市歌姫町(STA6+00)から奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)まで
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)から奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)まで
平成 39 年 10 月 1 日(予定)

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 45 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

100, 782 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 96, 133 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道路(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市八条三丁目 から
奈良県大和郡山市横田町 まで

(ロ) 延 長 6.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	80	6.3	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)
一般国道24号	奈良県奈良市杏町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(北) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市美濃庄町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(南) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	大和郡山インターチェンジ (仮称)
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和御所道路))	奈良県大和郡山市横田町	平面接続	郡山下ツ道ジャンクション
西名阪自動車道	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

別 紙 1

(4) 工事予算

44, 261 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)から奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)まで
平成 37 年 4 月 1 日(予定)

ロ 奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)から奈良県大和郡山市横田町(STA130+32)まで
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 40 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

55, 811 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 269 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道163号(第二阪奈道路)

**(大阪府東大阪市西石切町から奈良県奈良市宝来町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道163号 (有料道路名 : 第二阪奈道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府東大阪市西石切町 から
 奈良県奈良市宝来町 まで

(ロ) 延 長 13.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府東大阪市 西石切町	から	60	13.4	
奈良県奈良市 宝来町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 TL-20 t 及び 25 t

(二) 車線の幅員 3.5 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府東大阪市 西石切町 から 奈良県奈良市 宝来町 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2. 25 メートル (土工部)

2. 25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道163号	東大阪市西石切町	平面接続	本線
一般国道308号	東大阪市西石切町	立体接続	西石切インターチェンジ
一般国道168号(奈良西幹線)	生駒市壺分町	立体接続	壺分インターチェンジ
都市計画道路菜畑乙田線	生駒市小瀬町	立体接続	小瀬インターチェンジ
都市計画道路高山富雄小泉線	奈良市中町	立体接続	中町インターチェンジ
奈良県道奈良生駒線	奈良市宝来町	平面接続	宝来インターチェンジ

(4) 工事予算

95, 667 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 31 年 3 月 31 日

②工事の完成年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

95, 935 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
(長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号

(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から
	長崎県佐世保市大塔町	まで

(ロ) 延 長	16.9 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	80	16.9	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル および 2.25 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

89, 149 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 40 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

117, 663 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 112, 222 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(東温スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県東温市田窪

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 高速側道1号線 及び 市道 高速道路2号線	愛媛県東温市田窪	立体接続	東温スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 064 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 30 年 | 9 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 36 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 512 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

九州縦貫自動車道鹿児島線（味坂スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

佐賀県鳥栖市酒井東町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鳥栖朝倉線(仮称)	佐賀県鳥栖市酒井東町	立体接続	味坂スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 992 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 30年 | 9月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 36年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 643 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 1－129 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 から
 滋賀県大津市上田上牧町 まで

(ロ) 延 長 28.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	から	120	28.5	
滋賀県大津市 上田上牧町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50メートル、 3. 75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	6 車線	6 車線	6車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	土工(掘割)部分	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 25	4. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 4. 50 メートル (土工部)
 4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ

(4) 工事予算

100, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 31 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 39 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

127, 975 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 122, 220 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道31号(広島呉道路)

(広島県広島市南区仁保沖町から広島県呉市二河町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道31号

(有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	広島県広島市南区仁保沖町	から
	広島県呉市二河町	まで

(ロ) 延 長	15.8 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県広島市南区 仁保沖町	から	80	15.7	
広島県呉市 二河町	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
広島県広島市南区 仁保沖町	から	4 車線	4 車線	
広島県安芸郡坂町 横浜中央	まで			
広島県安芸郡坂町 横浜中央	から	2 車線	4 車線	
広島県呉市 二河町	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
広島県広島市南区 仁保沖町 から 広島県安芸郡坂町 横浜中央 まで	土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	
広島県安芸郡坂町 横浜中央 から 広島県呉市 二河町 まで	土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
	トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00メートル (土工部)

3.00メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
広島高速2号線	広島県広島市南区 仁保沖町	平面接続	本線
一般国道31号	広島県安芸郡坂町 横浜中央	立体接続	坂北インターチェンジ
町道植田上条線	広島県安芸郡坂町 植田	立体接続	坂南インターチェンジ
市道天応大浜長谷線	広島県呉市 天応伝十原町	立体接続	天応西インターチェンジ
市道天応大浜長谷線	広島県呉市 天応塩谷町	立体接続	天応東インターチェンジ
市道中央二河町線	広島県呉市 二河町	平面接続	呉インターチェンジ
一般国道375号	未定	未定	予定 (今後、関係機関で調査予定)

別 紙 1

(4) 工事予算

－ 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 31 年 6 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 6 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

－ 百万円(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道31号（広島呉道路）

（広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道31号 (有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	広島県安芸郡坂町横浜東	から
	広島県呉市二河町	まで

(ロ) 延 長	12.2 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東	から	80	12. 2	
広島県呉市 二河町	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東	から	4 車線	4 車線	4車線化
広島県呉市 二河町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
広島県安芸郡坂町 横浜東 から 広島県呉市 二河町 まで	土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

73, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 31 年 7 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 41 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93, 174 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 88, 983 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	119,099百万円
H 3 1	195,328百万円
H 3 2	215,229百万円
H 3 3	247,361百万円
H 3 4	62,904百万円
H 3 5	120,724百万円
H 3 6	109,171百万円
H 3 7	115,317百万円
H 3 8	128,048百万円
H 3 9	44,398百万円
H 4 0	44,036百万円
H 4 1	44,842百万円
H 4 2	46,176百万円
H 4 3	47,114百万円
H 4 4	48,979百万円
H 4 5	49,656百万円
H 4 6	51,905百万円
H 4 7	50,606百万円
H 4 8	50,935百万円
H 4 9	51,196百万円
H 5 0	52,121百万円
H 5 1	52,197百万円
H 5 2	52,551百万円
H 5 3	52,712百万円
H 5 4	52,413百万円
H 5 5	52,710百万円
H 5 6	52,043百万円
H 5 7	51,328百万円
H 5 8	51,321百万円
H 5 9	52,070百万円
H 6 0	52,687百万円
H 6 1	51,618百万円
H 6 2	52,202百万円
H 6 3	53,286百万円
H 6 4	53,378百万円
H 6 5	53,449百万円
H 6 6	53,465百万円
H 6 7	52,594百万円
H 6 8	52,371百万円
H 6 9	52,028百万円
H 7 0	52,125百万円
H 7 1	39,373百万円

(注1) 平成18年度から平成29年度までは実績値を、平成30年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	73,589百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	17百万円
H27	114百万円
H28	276百万円
H29	1,209百万円
H30	1,021百万円
H31	1,225百万円
H32	768百万円
H33	1,414百万円
H34	1,232百万円
H35	1,492百万円
H36	0百万円
H37	0百万円
H38	0百万円
H39	0百万円
H40	0百万円
H41	0百万円
H42	0百万円
H43	0百万円
H44	0百万円
H45	0百万円
H46	0百万円
H47	0百万円
H48	0百万円
H49	0百万円
H50	0百万円
H51	0百万円
H52	0百万円
H53	0百万円
H54	0百万円
H55	0百万円
H56	0百万円
H57	0百万円
H58	0百万円
H59	0百万円
H60	0百万円
H61	0百万円
H62	0百万円
H63	0百万円
H64	0百万円
H65	0百万円
H66	0百万円
H67	0百万円
H68	0百万円
H69	0百万円
H70	0百万円
H71	0百万円

(注1) 平成26年度から平成29年度までは実績値を、平成30年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(499, 925百万円) 510, 013百万円	(69, 628百万円) 74, 784百万円	(332, 649百万円) 357, 283百万円	(107, 706百万円) 115, 682百万円	(224, 943百万円) 241, 601百万円
H 1 9	(509, 334百万円) 509, 334百万円	(76, 047百万円) 79, 849百万円	(363, 317百万円) 381, 483百万円	(117, 636百万円) 123, 517百万円	(245, 681百万円) 257, 966百万円
H 2 0	(502, 022百万円) 485, 996百万円	(75, 381百万円) 76, 489百万円	(360, 133百万円) 365, 426百万円	(116, 605百万円) 118, 318百万円	(243, 528百万円) 247, 108百万円
H 2 1	(399, 934百万円) 381, 671百万円	(58, 960百万円) 61, 193百万円	(281, 681百万円) 292, 353百万円	(91, 203百万円) 94, 659百万円	(190, 478百万円) 197, 694百万円
H 2 2	(410, 838百万円) 403, 375百万円	(61, 473百万円) 60, 260百万円	(293, 688百万円) 287, 895百万円	(95, 091百万円) 93, 215百万円	(198, 597百万円) 194, 680百万円
H 2 3	(395, 853百万円) 410, 885百万円	(58, 087百万円) 45, 466百万円	(277, 511百万円) 289, 436百万円	(89, 853百万円) 78, 667百万円	(187, 658百万円) 210, 769百万円
H 2 4	(395, 037百万円) 424, 597百万円	(58, 201百万円) 47, 363百万円	(278, 058百万円) 301, 509百万円	(90, 030百万円) 81, 949百万円	(188, 028百万円) 219, 560百万円
H 2 5	(397, 607百万円) 442, 443百万円	(35, 890百万円) 41, 477百万円	(228, 473百万円) 264, 040百万円	(62, 098百万円) 71, 765百万円	(166, 375百万円) 192, 275百万円
H 2 6	(488, 754百万円) 557, 169百万円	(47, 742百万円) 56, 249百万円	(303, 924百万円) 358, 080百万円	(82, 605百万円) 97, 325百万円	(221, 319百万円) 260, 755百万円
H 2 7	(489, 117百万円) 571, 084百万円	(51, 375百万円) 61, 589百万円	(327, 049百万円) 392, 073百万円	(88, 890百万円) 106, 564百万円	(238, 159百万円) 285, 509百万円
H 2 8	(538, 594百万円) 570, 996百万円	(46, 825百万円) 50, 863百万円	(298, 084百万円) 323, 788百万円	(81, 018百万円) 88, 004百万円	(217, 066百万円) 235, 784百万円
H 2 9	(546, 571百万円) 590, 008百万円	(43, 129百万円) 60, 380百万円	(274, 555百万円) 384, 377百万円	(74, 623百万円) 104, 472百万円	(199, 932百万円) 279, 905百万円
H 3 0	(550, 695百万円) 595, 530百万円	(29, 626百万円) 56, 908百万円	(188, 597百万円) 362, 272百万円	(51, 260百万円) 98, 464百万円	(137, 337百万円) 263, 808百万円
H 3 1	554, 586百万円	15, 825百万円	100, 738百万円	27, 380百万円	73, 358百万円
H 3 2	525, 242百万円	27, 305百万円	173, 823百万円	47, 244百万円	126, 579百万円
H 3 3	535, 815百万円	22, 083百万円	140, 577百万円	38, 208百万円	102, 369百万円
H 3 4	534, 415百万円	42, 343百万円	269, 552百万円	73, 263百万円	196, 289百万円
H 3 5	537, 739百万円	34, 899百万円	222, 166百万円	60, 384百万円	161, 782百万円
H 3 6	536, 543百万円	36, 605百万円	233, 026百万円	63, 335百万円	169, 691百万円
H 3 7	536, 791百万円	34, 994百万円	222, 768百万円	60, 547百万円	162, 221百万円
H 3 8	535, 601百万円	34, 218百万円	217, 826百万円	59, 204百万円	158, 622百万円
H 3 9	536, 506百万円	48, 578百万円	309, 244百万円	84, 051百万円	225, 193百万円
H 4 0	537, 792百万円	50, 823百万円	323, 534百万円	87, 935百万円	235, 599百万円
H 4 1	541, 885百万円	53, 795百万円	342, 453百万円	93, 077百万円	249, 376百万円
H 4 2	540, 299百万円	61, 487百万円	391, 419百万円	106, 386百万円	285, 033百万円
H 4 3	534, 198百万円	60, 609百万円	385, 835百万円	104, 868百万円	280, 967百万円
H 4 4	528, 160百万円	59, 625百万円	379, 566百万円	103, 164百万円	276, 402百万円
H 4 5	523, 907百万円	59, 010百万円	375, 655百万円	102, 101百万円	273, 554百万円
H 4 6	520, 468百万円	58, 301百万円	371, 143百万円	100, 875百万円	270, 268百万円
H 4 7	516, 455百万円	57, 963百万円	368, 991百万円	100, 290百万円	268, 701百万円
H 4 8	508, 107百万円	56, 882百万円	362, 107百万円	98, 419百万円	263, 688百万円
H 4 9	498, 934百万円	55, 706百万円	354, 623百万円	96, 385百万円	258, 238百万円
H 5 0	489, 761百万円	54, 448百万円	346, 613百万円	94, 208百万円	252, 405百万円
H 5 1	483, 173百万円	53, 617百万円	341, 326百万円	92, 771百万円	248, 555百万円
H 5 2	474, 374百万円	52, 477百万円	334, 065百万円	90, 797百万円	243, 268百万円
H 5 3	468, 654百万円	51, 744百万円	329, 399百万円	89, 529百万円	239, 870百万円
H 5 4	462, 515百万円	51, 016百万円	324, 767百万円	88, 270百万円	236, 497百万円
H 5 5	458, 052百万円	50, 423百万円	320, 991百万円	87, 244百万円	233, 747百万円
H 5 6	450, 169百万円	49, 524百万円	315, 266百万円	85, 688百万円	229, 578百万円
H 5 7	442, 531百万円	48, 661百万円	309, 774百万円	84, 195百万円	225, 579百万円
H 5 8	438, 088百万円	48, 108百万円	306, 255百万円	83, 239百万円	223, 016百万円
H 5 9	434, 677百万円	47, 590百万円	302, 955百万円	82, 342百万円	220, 613百万円
H 6 0	427, 032百万円	46, 560百万円	296, 401百万円	80, 560百万円	215, 841百万円
H 6 1	418, 440百万円	45, 623百万円	290, 432百万円	78, 938百万円	211, 494百万円
H 6 2	411, 540百万円	44, 690百万円	284, 496百万円	77, 325百万円	207, 171百万円
H 6 3	405, 619百万円	43, 817百万円	278, 939百万円	75, 814百万円	203, 125百万円
H 6 4	397, 030百万円	42, 736百万円	272, 053百万円	73, 943百万円	198, 110百万円
H 6 5	389, 983百万円	41, 849百万円	266, 406百万円	72, 408百万円	193, 998百万円
H 6 6	382, 900百万円	40, 964百万円	260, 773百万円	70, 877百万円	189, 896百万円
H 6 7	377, 236百万円	40, 367百万円	256, 972百万円	69, 844百万円	187, 128百万円
H 6 8	368, 555百万円	39, 313百万円	250, 262百万円	68, 020百万円	182, 242百万円
H 6 9	361, 381百万円	38, 461百万円	244, 843百万円	66, 547百万円	178, 296百万円
H 7 0	353, 897百万円	37, 517百万円	238, 830百万円	64, 913百万円	173, 917百万円
H 7 1	171, 561百万円	16, 406百万円	104, 436百万円	28, 385百万円	76, 051百万円

(注1) 平成18年度から平成29年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成30年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643, 757百万円) 660, 282百万円
H 1 9	(652, 624百万円) 655, 944百万円
H 2 0	(644, 959百万円) 622, 483百万円
H 2 1	(547, 669百万円) 523, 929百万円
H 2 2	(566, 717百万円) 553, 587百万円
H 2 3	(546, 542百万円) 567, 040百万円
H 2 4	(549, 281百万円) 584, 334百万円
H 2 5	(552, 462百万円) 602, 823百万円
H 2 6	(647, 514百万円) 722, 404百万円
H 2 7	(658, 713百万円) 747, 267百万円
H 2 8	(715, 852百万円) 755, 413百万円
H 2 9	(725, 342百万円) 776, 033百万円
H 3 0	(740, 067百万円) 792, 303百万円
H 3 1	749, 557百万円
H 3 2	722, 839百万円
H 3 3	722, 673百万円
H 3 4	719, 130百万円
H 3 5	720, 672百万円
H 3 6	719, 292百万円
H 3 7	719, 267百万円
H 3 8	719, 430百万円
H 3 9	721, 649百万円
H 4 0	723, 894百万円
H 4 1	726, 907百万円
H 4 2	725, 721百万円
H 4 3	718, 474百万円
H 4 4	712, 624百万円
H 4 5	708, 995百万円
H 4 6	703, 543百万円
H 4 7	698, 395百万円
H 4 8	689, 506百万円
H 4 9	682, 469百万円
H 5 0	675, 416百万円
H 5 1	670, 157百万円
H 5 2	661, 268百万円
H 5 3	654, 202百万円
H 5 4	647, 136百万円
H 5 5	641, 874百万円
H 5 6	633, 144百万円
H 5 7	626, 136百万円
H 5 8	619, 081百万円
H 5 9	613, 701百万円
H 6 0	605, 047百万円
H 6 1	598, 021百万円
H 6 2	590, 979百万円
H 6 3	585, 254百万円
H 6 4	576, 343百万円
H 6 5	569, 032百万円
H 6 6	561, 740百万円
H 6 7	556, 011百万円
H 6 8	547, 263百万円
H 6 9	540, 023百万円
H 7 0	532, 744百万円
H 7 1	399, 482百万円

(注1) 平成18年度から平成29年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成30年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙 8

(協定第12条関連)

(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

- ① 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（1）から（23）までに定める路線（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

（イ）対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）は、高速国道のうち、ロの区間料金制を適用する区間（以下「区間料金制区間」という。）以外の区間とする。

（ロ）料金の額

イ）利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における関門特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により（2）②に定める割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう（以下同じ。）。

（注1）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

（注2）上表において「普通区間」とあるのは、（イ）に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注3）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう（以下同じ。）。

（注4）上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間

の利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

ただし、ＥＴＣ車については、平成２６年４月１日から平成３６年３月３１日まで、上表における近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間の料金の額を、Ａの普通区間の料金の額と同額とする。

Ｃ １００キロメートルを超える区間の利用に対しては、１００キロメートルを超え、２００キロメートルまでの部分について２５パーセント、２００キロメートルを超える部分について３０パーセントの割引を行う。

ロ) 利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、１５０円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

Ａ インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

Ｂ 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道１号及び４７８号（京滋バイパス）（以下「京滋バイパス」という。）、一般国道１号（第二京阪道路）（以下「第二京阪道路」という。）、一般国道２号（広島岩国道路）（以下「広島岩国道路」という。）、一般国道１０号（椎田道路）（以下「椎田道路」という。）、一般国道１０号（宇佐別府道路）（以下「宇佐別府道路」という。）、一般国道１０号（隼人道路）（以下「隼人道路」という。）、一般国道４２号（湯浅御坊道路）（以下「湯浅御坊道路」という。）又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間的高速国道のキロ程を通算したものとする。

Ｃ 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
１００以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
１００を超え、２００以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n}) (LR + L'nR'n) + 150$
２００を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n}) (LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてＬ、Ｌ'ｎ、Ｒ及びＲ'ｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ : (ロ)イ)Ｂに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

Ｌ'ｎ : 大都市近郊区間 (ｎ１)、関門特別区間 (ｎ２) 又は (ロ)イ)Ｂに定める区間 (ｎ３) のキロ程 (単位：キロメートル)

Ｒ : (ロ)イ)Ｂに定める区間を除く普通区間１キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

Ｒ'ｎ : 大都市近郊区間 (ｎ１)、関門特別区間 (ｎ２) 又は (ロ)イ)Ｂに定める区間 (ｎ３) の

1 キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ) 消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に 1 を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下、「消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金の額の特例

A 別添 4 の（A）に掲げるインターチェンジ相互間（別添 4 の（B）に掲げる額（単位：円）に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。）の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、別添 4 の（B）に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額が小さい車種（以下「下位車種」という。）の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大型車
津田東インターチェンジから 津田寒川インターチェンジまで	142. 858	190. 477	190. 477	285. 715	476. 191
津田東インターチェンジから 志度インターチェンジまで	238. 096	285. 715	333. 334	476. 191	809. 524
津田東インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	380. 953	428. 572	523. 810	714. 286	1, 238. 096
津田東インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	428. 572	523. 810	619. 048	857. 143	1, 428. 572
津田寒川インターチェンジから 志度インターチェンジまで	95. 239	142. 858	142. 858	190. 477	333. 334
津田寒川インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	238. 096	285. 715	333. 334	428. 572	761. 905
津田寒川インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	285. 715	333. 334	428. 572	571. 429	952. 381
志度インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	142. 858	142. 858	190. 477	238. 096	428. 572
志度インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	190. 477	238. 096	285. 715	380. 953	666. 667

ホ) 料金算出方法の特例

A 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) に定める方法により算出した額とニ) Bに定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

B 中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ) からニ) 及びAに定める方法により算出した中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とし、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ) からニ) 及びAに定める方法により算出した中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とする。

ただし、インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合において、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2 倍を超える経路を走行した場合を除く。

C 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道 3 0 号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インター

チェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間（ただし、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道阿南四万十線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間を除く。）の料金の額は、イ）からニ）、**A**及び**B**に定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

D 一般国道 9 号（江津道路）（以下「江津道路」という。）の江津インターチェンジ又は江津西インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間を連続して通行する場合の中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間の料金の額は、普通車については、（ロ）イ）**A**の普通区間 1 キロメートル当たりの料金の額により、当該区間に別添 5 の江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでのキロ程を加算したキロ程に基づき（ハ）ロ）及びハ）により算出された額から②ヌに定める江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの料金の額を減じた額とし、その他の車種については、この額に（ロ）イ）**A**の普通区間の 1 キロメートル当たりの各車種毎の料金の額の普通車の額に対する比率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額とする。

E 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道 28 号及び同一般国道 30 号を連続して走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、（ロ）からホ）に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

ロ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、近畿自動車道天理吹田線の天理インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間（以下「西名阪自動車道」という。）、松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの区間（以下「近畿自動車道」という。）及び長原インターチェンジから近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジまでの区間（以下「阪和自動車道（区間料金制区間）」という。）とし、各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次の（イ）から（ハ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った額とする。

（イ）西名阪自動車道

イ）ETC 車以外の自動車の場合

A 天理インターチェンジから香芝インターチェンジまでの区間

軽自動車等

				香芝
			法隆寺	287.037
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	287.038	287.038	287.038
天理	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

				香芝
			法隆寺	328.298
		大和まほろばスマート	—	—
郡山下ツ道ジャンクション・郡山		379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

				香芝
			法隆寺	379.630
		大和まほろばスマート	—	—
郡山下ツ道ジャンクション・郡山		379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

				香芝
			法隆寺	527.778
		大和まほろばスマート	—	—
郡山下ツ道ジャンクション・郡山		527.778	527.778	527.778
天理	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

				香芝
			法隆寺	823.190
		大和まほろばスマート	—	—
郡山下ツ道ジャンクション・郡山		861.112	861.112	861.112
天理	861.112	861.112	861.112	861.112

B 香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間
(A) 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

					長原
				松原	192.509
			松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	244.464	244.464	244.464
		柏原	287.038	287.038	287.038
香芝	—	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

					長原
				松原	203.136
			松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	268.080	268.080	268.080
		柏原	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

					長原
				松原	213.763
			松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	291.696	291.696	291.696
		柏原	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

					長原
				松原	237.674
			松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	344.832	344.832	344.832
		柏原	527.778	527.778	527.778
香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

					長原
				松原	296.124
			松原ジャンクション	296.124	296.124
		藤井寺	474.720	474.720	474.720
		柏原	861.112	861.112	861.112
香芝	—	861.112	861.112	861.112	861.112

(B) 各入口インターチェンジから香芝インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

					長原
				松原	192.509
			松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	287.038	287.038	287.038
		柏原	287.038	287.038	287.038
香芝	—	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

					長原
				松原	203.136
			松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
		柏原	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

					長原
				松原	213.763
			松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
		柏原	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

					長原
				松原	237.674
			松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	527.778	527.778	527.778
		柏原	527.778	527.778	527.778
香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

					長原
				松原	296.124
			松原ジャンクション	296.124	296.124
		藤井寺	861.112	861.112	861.112
		柏原	861.112	861.112	861.112
香芝	—	861.112	861.112	861.112	861.112

ロ) E T C車の場合

軽自動車等

									長原
								松原	192. 509
							松原 ジヤンクション	171. 254	171. 254
						藤井寺	223. 210	244. 464	244. 464
					柏原	270. 442	287. 038	287. 038	287. 038
				香芝	—	287. 038	287. 038	287. 038	287. 038
			法隆寺	277. 526	—	501. 878	574. 075	574. 075	574. 075
		大和まほ ろばスマート	227. 933	287. 038	—	574. 075	574. 075	574. 075	574. 075
	郡山下ツ道ジヤ ンクション・郡山	213. 763	287. 038	287. 038	—	574. 075	574. 075	574. 075	574. 075
天理	225. 571	287. 038	287. 038	287. 038	—	574. 075	574. 075	574. 075	574. 075

普通車

									長原
								松原	203. 136
							松原 ジヤンクション	176. 568	176. 568
						藤井寺	241. 512	268. 080	268. 080
					柏原	300. 552	379. 630	379. 630	379. 630
				香芝	—	379. 630	379. 630	379. 630	379. 630
			法隆寺	309. 408	—	589. 848	681. 360	707. 928	707. 928
		大和まほ ろばスマート	247. 416	379. 630	—	687. 264	759. 260	759. 260	759. 260
	郡山下ツ道ジヤ ンクション・郡山	229. 704	327. 120	379. 630	—	759. 260	759. 260	759. 260	759. 260
天理	244. 464	324. 168	379. 630	379. 630	—	759. 260	759. 260	759. 260	759. 260

中型車

									長原
								松原	213.763
							松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	181.882	181.882
						藤井寺	259.814	291.696	291.696
					柏原	330.662	379.630	379.630	379.630
				香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630
			法隆寺	341.290	—	677.818	759.260	759.260	759.260
		大和まほ ろばスマート	266.899	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
	郡山下ツ道ｼﾞｬ ﾝｸｼｮﾝ・郡山	245.645	362.544	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
天理	263.357	359.002	379.630	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260

大型車

									長原
								松原	237.674
							松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	193.837	193.837
						藤井寺	300.995	344.832	344.832
					柏原	398.411	527.778	527.778	527.778
				香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778
			法隆寺	413.023	—	875.749	1,026.744	1,055.556	1,055.556
		大和まほ ろばスマート	310.736	527.778	—	1,036.486	1,055.556	1,055.556	1,055.556
	郡山下ツ道ｼﾞｬ ﾝｸｼｮﾝ・郡山	281.512	442.248	527.778	—	1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556
天理	305.866	437.377	527.778	527.778	—	1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556

特大車

									長原
								松原	296. 124
							松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	223. 062	223. 062
						藤井寺	401. 658	474. 720	474. 720
					柏原	564. 018	815. 676	861. 112	861. 112
				香芝	—	861. 112	861. 112	861. 112	861. 112
			法隆寺	588. 372	—	1, 359. 582	1, 611. 240	1, 684. 302	1, 684. 302
		大和まほ ろばスマート	417. 894	856. 266	—	1, 627. 476	1, 722. 223	1, 722. 223	1, 722. 223
	郡山下ツ道ｼﾞｬ ﾝｸｼｮﾝ・郡山	369. 186	637. 080	861. 112	—	1, 722. 223	1, 722. 223	1, 722. 223	1, 722. 223
天理	409. 776	628. 962	861. 112	861. 112	—	1, 722. 223	1, 722. 223	1, 722. 223	1, 722. 223

(ロ) 近畿自動車道

イ) E T C車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから吹田インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

												吹田
											摂津北	—
										摂津南	312. 950	312. 950
								守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	582. 173	582. 173	
						門真	414. 499	—	414. 499	414. 499		
					門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	520. 771	—	520. 771	520. 771		
				大東鶴見	—	—	—	—	—	—		
			東大阪北	497. 155	497. 155	—	497. 155	—	497. 155	497. 155		
		東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	549. 110	549. 110	—	549. 110	—	549. 110	549. 110		
	東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	八尾	582. 173	582. 173	—	582. 173	582. 173	—	582. 173	—	582. 173	582. 173	
	長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	192. 509	—	582. 173	582. 173	—	582. 173	582. 173	—	582. 173	582. 173	
松原	192. 509	192. 509	—	582. 173	582. 173	—	582. 173	582. 173	—	582. 173	582. 173	

普通車

												吹田										
												摂津北	—									
												摂津南	353. 688	353. 688								
												守口 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	—	690. 216	690. 216							
												門真	480. 624	—	480. 624	480. 624						
												門真 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	—	613. 464	—	613. 464	613. 464					
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—				
												東大阪北	583. 944	583. 944	—	583. 944	—	583. 944	583. 944			
												東大阪 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	—	648. 888	648. 888	—	648. 888	—	648. 888	648. 888		
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—		
												八尾	690. 216	690. 216	—	690. 216	690. 216	—	690. 216	690. 216		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	203. 136	—	690. 216	690. 216	—	690. 216	690. 216	—	690. 216	690. 216
松原	203. 136	203. 136	—	690. 216	690. 216	—	690. 216	690. 216	—	690. 216	—	690. 216	—	690. 216	690. 216							

中型車

												吹田										
												摂津北	—									
												摂津南	394.426	394.426								
												守口 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	798.259	798.259							
												門真	546.749	—	546.749	546.749						
												門真 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	706.157	—	706.157	706.157					
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—				
												東大阪北	670.733	670.733	—	670.733	—	670.733	670.733			
												東大阪 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	748.666	748.666	—	748.666	—	748.666	748.666		
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—		
												八尾	798.259	798.259	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
												松原 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	213.763	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259
松原	213.763	213.763	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259	—	798.259	—	798.259	798.259	798.259	798.259							

大型車

												吹田										
												摂津北	—									
												摂津南	486.085	486.085								
												守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	1,041.356	1,041.356							
												門真	695.530	—	695.530	695.530						
												門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	914.716	—	914.716	914.716					
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—				
												東大阪北	866.008	866.008	—	866.008	—	866.008	866.008			
												東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	973.165	973.165	—	973.165	—	973.165	973.165		
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—		
												八尾	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	237.674	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356
松原	237.674	237.674	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	1,041.356	1,041.356	1,041.356						

特大車

												吹田										
												摂津北	—									
												摂津南	710.142	710.142								
												守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	1,635.594	1,635.594							
												門真	1,059.216	—	1,059.216	1,059.216						
												門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	1,424.526	—	1,424.526	1,424.526					
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—				
												東大阪北	1,343.346	1,343.346	—	1,343.346	—	1,343.346	1,343.346			
												東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	1,521.942	1,521.942	—	1,521.942	—	1,521.942	1,521.942		
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—			
												八尾	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	296.124	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594
松原	296.124	296.124	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	1,635.594								

ただし、中型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	367.946	367.946
										守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	728.031	728.031
									門真	503.768	—	503.768	503.768
								門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	645.906	—	645.906	645.906
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—
						東大阪北	614.320	614.320	—	614.320	—	614.320	614.320
					東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	683.810	683.810	—	683.810	—	683.810	683.810
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	728.031	728.031	—	728.031	728.031	—	728.031	—	728.031	728.031
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	213.763	—	728.031	728.031	—	728.031	728.031	—	728.031	—	728.031	728.031
松原	213.763	213.763	—	728.031	728.031	—	728.031	728.031	—	728.031	—	728.031	728.031

B 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	582.173	582.173
										守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	582.173	582.173
									門真	582.173	—	582.173	582.173
								門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	582.173	—	582.173	582.173
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—
						東大阪北	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173
					東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173
松原	192.509	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173

普通車

												吹田												
												摂津北	—											
												摂津南	690. 216	690. 216										
												守口 ｼﾞｭ ｻﾞﾝｸｼｵﾝ	—	690. 216	690. 216									
												門真	690. 216	—	690. 216	690. 216								
												門真 ｼﾞｭ ｻﾞﾝｸｼｵﾝ	—	690. 216	—	690. 216	690. 216							
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—						
												東大阪北	583. 944	613. 464	—	690. 216	—	690. 216	690. 216					
												東大阪 ｼﾞｭ ｻﾞﾝｸｼｵﾝ	—	583. 944	613. 464	—	690. 216	—	690. 216	690. 216				
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
												八尾	386. 160	489. 480	—	583. 944	613. 464	—	690. 216	—	690. 216	690. 216		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｭ ｻﾞﾝｸｼｵﾝ	203. 136	—	386. 160	489. 480	—	583. 944	613. 464	—	690. 216	—	690. 216	690. 216
松原	203. 136	203. 136	—	386. 160	489. 480	—	583. 944	613. 464	—	690. 216	—	690. 216	—	690. 216	690. 216									

中型車

													吹田												
													摂津北	—											
													摂津南	798. 259	798. 259										
													守口 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	798. 259	798. 259									
													門真	798. 259	—	798. 259	798. 259								
													門真 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	798. 259	—	798. 259	798. 259							
													大東鶴見	—	—	—	—	—	—						
													東大阪北	670. 733	706. 157	—	798. 259	—	798. 259	798. 259					
													東大阪 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	670. 733	706. 157	—	798. 259	—	798. 259	798. 259				
													東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
													八尾	433. 392	557. 376	—	670. 733	706. 157	—	798. 259	—	798. 259	798. 259		
													長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
													松原 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	213. 763	—	433. 392	557. 376	—	670. 733	706. 157	—	798. 259	—	798. 259	798. 259
松原	213. 763	213. 763	—	433. 392	557. 376	—	670. 733	706. 157	—	798. 259	—	798. 259	798. 259												

大型車

												吹田												
												摂津北	—											
												摂津南	1, 041. 356	1, 041. 356										
												守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	1, 041. 356	1, 041. 356									
												門真	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356								
												門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356							
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—						
												東大阪北	866. 008	914. 716	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356					
												東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	866. 008	914. 716	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356				
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
												八尾	539. 664	710. 142	—	866. 008	914. 716	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	237. 674	—	539. 664	710. 142	—	866. 008	914. 716	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356
松原	237. 674	237. 674	—	539. 664	710. 142	—	866. 008	914. 716	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356											

特大車

												吹田												
												摂津北	—											
												摂津南	1, 635. 594	1, 635. 594										
												守口 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	1, 635. 594	1, 635. 594									
												門真	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594								
												門真 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594							
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—						
												東大阪北	1, 343. 346	1, 424. 526	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594					
												東大阪 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	1, 343. 346	1, 424. 526	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594				
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
												八尾	799. 440	1, 083. 570	—	1, 343. 346	1, 424. 526	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	296. 124	—	799. 440	1, 083. 570	—	1, 343. 346	1, 424. 526	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594
松原	296. 124	296. 124	—	799. 440	1, 083. 570	—	1, 343. 346	1, 424. 526	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594	1, 635. 594										

ただし、中型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	728.031	728.031
										守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	728.031	728.031
									門真	728.031	—	728.031	728.031
								門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	728.031	—	728.031	728.031
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—
						東大阪北	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031
					東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	213.763	—	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031
松原	213.763	213.763	—	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031

ロ) E T C 車の場合

軽自動車等

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	227.933	312.950
										守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	232.656	338.928
									門真	227.933	—	308.227	414.499
								門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	260.995	—	343.651	449.923
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—
						東大阪北	227.933	227.933	—	308.227	—	390.883	497.155
					東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	227.933	249.187	—	360.182	—	442.838	549.110
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	227.933	277.526	—	353.098	376.714	—	487.709	—	570.365	582.173
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	171.254	—	317.674	400.330	—	475.901	499.517	—	582.173	—	582.173	582.173
松原	171.254	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173

普通車

												吹田	
											摂津北	—	
										摂津南	247. 416	353. 688	
								守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	253. 320	386. 160		
						門真	247. 416	—	347. 784	480. 624			
				門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	288. 744	—	392. 064	524. 904				
			大東鶴見	—	—	—	—	—	—				
		東大阪北	247. 416	247. 416	—	347. 784	—	451. 104	583. 944				
	東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	247. 416	273. 984	—	412. 728	—	516. 048	648. 888				
	東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
	八尾	247. 416	309. 408	—	403. 872	433. 392	—	572. 136	—	675. 456	690. 216		
	長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	176. 568	—	359. 592	462. 912	—	557. 376	586. 896	—	690. 216	—	690. 216	690. 216
松原	176. 568	203. 136	—	386. 160	489. 480	—	583. 944	613. 464	—	690. 216	—	690. 216	690. 216

中型車

												吹田	
											摂津北	—	
										摂津南	266. 899	394. 426	
								守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	273. 984	433. 392		
						門真	266. 899	—	387. 341	546. 749			
				門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	316. 493	—	440. 477	599. 885				
			大東鶴見	—	—	—	—	—	—				
		東大阪北	266. 899	266. 899	—	387. 341	—	511. 325	670. 733				
	東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	266. 899	298. 781	—	465. 274	—	589. 258	748. 666				
		東大阪南	—	—	—	—	—	—	—				
		八尾	266. 899	341. 290	—	454. 646	490. 070	—	656. 563	780. 547	798. 259		
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	181. 882	—	401. 510	525. 494	—	638. 851	674. 275	—	798. 259	—	798. 259	798. 259
松原	181. 882	213. 763	—	433. 392	557. 376	—	670. 733	706. 157	—	798. 259	—	798. 259	798. 259

大型車

												吹田												
												摂津北	—											
												摂津南	310. 736	486. 085										
												守口 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	—	320. 478	539. 664									
												門真	310. 736	—	476. 344	695. 530								
												門真 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	—	378. 928	—	549. 406	768. 592							
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—						
												東大阪北	310. 736	310. 736	—	476. 344	—	646. 822	866. 008					
												東大阪 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	—	310. 736	354. 574	—	583. 501	—	753. 979	973. 165				
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
												八尾	310. 736	413. 023	—	568. 889	617. 597	—	846. 524	—	1, 017. 002	1, 041. 356		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｭ ｻﾝｸｼｵﾝ	193. 837	—	495. 827	666. 305	—	822. 170	870. 878	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356
松原	193. 837	237. 674	—	539. 664	710. 142	—	866. 008	914. 716	—	1, 041. 356	—	1, 041. 356	1, 041. 356	1, 041. 356	1, 041. 356									

特大車

												吹田												
												摂津北	—											
												摂津南	417. 894	710. 142										
												守口 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	434. 130	799. 440									
												門真	417. 894	—	693. 906	1, 059. 216								
												門真 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	531. 546	—	815. 676	1, 180. 986							
												大東鶴見	—	—	—	—	—	—						
												東大阪北	417. 894	417. 894	—	693. 906	—	978. 036	1, 343. 346					
												東大阪 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	—	417. 894	490. 956	—	872. 502	—	1, 156. 632	1, 521. 942				
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
												八尾	417. 894	588. 372	—	848. 148	929. 328	—	1, 310. 874	—	1, 595. 004	1, 635. 594		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｮ ｻﾝｸｼｮﾝ	223. 062	—	726. 378	1, 010. 508	—	1, 270. 284	1, 351. 464	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594
松原	223. 062	296. 124	—	799. 440	1, 083. 570	—	1, 343. 346	1, 424. 526	—	1, 635. 594	—	1, 635. 594	1, 635. 594	1, 635. 594	1, 635. 594									

ただし、中型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	254.235	367.946
										守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	260.552	402.691
								門真	254.235	—	361.629	503.768	
							門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	298.456	—	409.008	551.147	
						大東鶴見	—	—	—	—	—	—	
					東大阪北	254.235	254.235	—	361.629	—	472.181	614.320	
				東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	254.235	282.663	—	431.119	—	541.671	683.810	
			東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		八尾	254.235	320.567	—	421.643	453.229	—	601.686	—	712.238	728.031	
	長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	181.882	—	374.263	484.816	—	585.892	617.479	—	728.031	—	728.031	728.031
松原	181.882	213.763	—	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031

(ハ) 阪和自動車道（区間料金制区間）

イ) E T C車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

												岸和田 和泉
											堺	582.173
										堺 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	—
							美原南	468.816	487.709	582.173		
					美原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	468.816	487.709	582.173			
			美原北	—	—	—	—	—	—			
		松原	—	—	—	—	—	—	—			
	松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173				
長原	192.509	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173				

普通車

								岸和田 和泉
							堺	690.216
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	548.520	572.136	690.216
				美原 ジャンクション	—	548.520	572.136	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216
長原	203.136	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	798.259
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	628.224	656.563	798.259
				美原 ジャンクション	—	628.224	656.563	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259
長原	213.763	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	1, 041. 356
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	807. 558	846. 524	1, 041. 356
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	807. 558	846. 524	1, 041. 356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	237. 674	393. 540	417. 894	—	807. 558	846. 524	1, 041. 356
長原	237. 674	237. 674	393. 540	417. 894	—	807. 558	846. 524	1, 041. 356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	1, 635. 594
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	296. 124	555. 900	596. 490	—	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594
長原	296. 124	296. 124	555. 900	596. 490	—	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594

ただし、中型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	728.031
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	576.416	601.686	728.031
				美原 ジャンクション	—	576.416	601.686	728.031
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031
長原	213.763	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031

B 各入口インターチェンジから長原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	468.816	487.709	582.173
				美原 ジャンクション	—	468.816	487.709	582.173
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173
長原	192.509	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448. 152
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	548. 520	572. 136	690. 216
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	548. 520	572. 136	690. 216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	203. 136	297. 600	312. 360	—	548. 520	572. 136	690. 216
長原	203. 136	203. 136	297. 600	312. 360	—	548. 520	572. 136	690. 216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507. 782
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	628. 224	656. 563	798. 259
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	628. 224	656. 563	798. 259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	213. 763	327. 120	344. 832	—	628. 224	656. 563	798. 259
長原	213. 763	213. 763	327. 120	344. 832	—	628. 224	656. 563	798. 259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641. 951
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	807. 558	846. 524	1, 041. 356
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	807. 558	846. 524	1, 041. 356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	237. 674	393. 540	417. 894	—	807. 558	846. 524	1, 041. 356
長原	237. 674	237. 674	393. 540	417. 894	—	807. 558	846. 524	1, 041. 356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969. 918
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	296. 124	555. 900	596. 490	—	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594
長原	296. 124	296. 124	555. 900	596. 490	—	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594

ただし、中型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	469.023
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	576.416	601.686	728.031
				美原 ジャンクション	—	576.416	601.686	728.031
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031
長原	213.763	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	298.781	317.674	556.195
				美原 ジャンクション	—	338.928	357.821	582.173
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	171.254	246.826	258.634	—	447.562	466.454	582.173
長原	171.254	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448.152
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	335.976	359.592	657.744
				美原 ジャンクション	—	386.160	409.776	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	176.568	271.032	285.792	—	521.952	545.568	690.216
長原	176.568	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507.782
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	373.171	401.510	759.293
				美原 ジャンクション	—	433.392	461.731	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	181.882	295.238	312.950	—	596.342	624.682	798.259
長原	181.882	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641. 951
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	456. 860	495. 827	987. 778
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	539. 664	578. 630	1, 041. 356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	193. 837	349. 703	374. 057	—	763. 721	802. 687	1, 041. 356
長原	193. 837	237. 674	393. 540	417. 894	—	807. 558	846. 524	1, 041. 356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969. 918
						堺 ジ ャンクシ ョン	—	—
					美原南	661. 434	726. 378	1, 546. 296
				美原 ジ ャンクシ ョン	—	799. 440	864. 384	1, 635. 594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジ ャンクシ ョン	223. 062	482. 838	523. 428	—	1, 172. 868	1, 237. 812	1, 635. 594
長原	223. 062	296. 124	555. 900	596. 490	—	1, 245. 930	1, 310. 874	1, 635. 594

ただし、中型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	469.023
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	348.994	374.263	693.286
				美原 ジャンクション	—	402.691	427.960	728.031
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	181.882	279.504	295.297	—	547.989	573.258	728.031
長原	181.882	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031

- ② 本協定第３条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（24）から（53）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 京滋バイパスにおける各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

								久御山淀
							久御山	87.963
						久御山 ジャンクション	—	87.963
					巨椋	—	—	—
				宇治西	87.963	134.260	—	189.815
			宇治東	—	—	—	—	—
		笠取	134.260	189.815	282.408	328.704	—	375.000
	南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	134.260	—	328.704	421.297	467.593	523.149	615.741
瀬田東	—	236.112	—	421.297	467.593	569.445	615.741	662.038

普通車

									久御山淀
								久御山	87. 963
							久御山 ジャンクション	—	87. 963
						巨椋	—	—	—
					宇治西	87. 963	134. 260	—	236. 112
				宇治東	—	—	—	—	—
			笠取	189. 815	282. 408	328. 704	375. 000	—	523. 149
		南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	189. 815	—	421. 297	523. 149	569. 445	615. 741	—	754. 630
瀬田東	—	282. 408	—	523. 149	615. 741	662. 038	754. 630	—	855. 528

中型車

									久御山淀
								久御山	87. 963
							久御山 ジャンクション	—	134. 260
						巨椋	—	—	—
					宇治西	87. 963	134. 260	—	282. 408
				宇治東	—	—	—	—	—
			笠取	236. 112	328. 704	375. 000	467. 593	—	615. 741
		南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	189. 815	—	523. 149	615. 741	708. 334	754. 630	—	890. 362
瀬田東	—	328. 704	—	615. 741	754. 630	800. 926	886. 819	—	996. 634

大型車

									久御山淀
								久御山	134.260
							久御山 ジャンクション	—	189.815
						巨椋	—	—	—
					宇治西	134.260	236.112	—	421.297
				宇治東	—	—	—	—	—
			笠取	282.408	421.297	569.445	662.038	—	836.783
		南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	282.408	—	708.334	841.654	934.199	1,017.002	—	1,167.997
瀬田東	—	467.593	—	875.749	987.778	1,080.323	1,163.126	—	1,314.121

特大車

									久御山淀
								久御山	236.112
							久御山 ジャンクション	—	282.408
						巨椋	—	—	—
					宇治西	189.815	375.000	—	662.038
				宇治東	—	—	—	—	—
			笠取	523.149	708.334	902.778	1,042.980	—	1,294.638
		南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	467.593	—	1,116.042	1,302.756	1,456.998	1,595.004	—	1,846.662
瀬田東	—	754.630	—	1,359.582	1,546.296	1,700.538	1,838.544	—	2,090.202

ロ 一般国道１号（油小路線）（以下「油小路線」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とし、平成３１年４月１日から適用する。

（イ）ＥＴＣ車以外の自動車の場合

イ）各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

軽自動車等

						終点
						—
						330. 294
						330. 294
						—
						372. 803
						372. 803
						410. 589
						410. 589
起点	—	—	421. 297	—	421. 297	421. 297

普通車

						終点
						—
						350. 368
						350. 368
						—
						403. 504
						403. 504
						421. 297
						421. 297
起点	—	—	421. 297	—	421. 297	421. 297

中型車

						終点
						—
						370. 442
						370. 442
						—
						421. 297
						421. 297
						421. 297
						421. 297
起点	—	—	421. 297	—	421. 297	421. 297

大型車

						終点
						—
						415. 607
						415. 607
						—
						503. 282
						503. 282
						581. 214
						581. 214
起点	—	—	610. 439	—	610. 439	610. 439

特大車

						終点
						—
						526. 012
						526. 012
						—
						672. 136
						672. 136
						802. 024
						802. 024
起点	—	—	850. 732	—	850. 732	850. 732

ロ) 各入口インターチェンジから起点方面へ通行する場合

軽自動車等

						終点
						伏見
						—
						城南宮南
						377. 526
						421. 297
						城南宮北
						—
						—
						上鳥羽
						313. 763
						—
						377. 526
						421. 297
						鴨川西
						—
						313. 763
						—
						377. 526
						421. 297
起点	—	—	313. 763	—	377. 526	421. 297

普通車

						終点
						伏見
						—
						城南宮南
						409. 408
						421. 297
						城南宮北
						—
						—
						上鳥羽
						329. 704
						—
						409. 408
						421. 297
						鴨川西
						—
						329. 704
						—
						409. 408
						421. 297
起点	—	—	329. 704	—	409. 408	421. 297

中型車

						終点
						伏見
						—
						城南宮南
						421. 297
						421. 297
						城南宮北
						—
						—
						上鳥羽
						345. 645
						—
						421. 297
						421. 297
						鴨川西
						—
						345. 645
						—
						421. 297
						421. 297
起点	—	—	345. 645	—	421. 297	421. 297

大型車

						終点
						伏見
						—
						城南宮南
						513. 023
						610. 439
						城南宮北
						—
						—
						上鳥羽
						381. 512
						—
						513. 023
						610. 439
						鴨川西
						—
						381. 512
						—
						513. 023
						610. 439
起点	—	—	381. 512	—	513. 023	610. 439

特大車

						終点
						伏見
						—
						城南宮南
						688. 372
						850. 732
						城南宮北
						—
						—
						上鳥羽
						469. 186
						—
						688. 372
						850. 732
						鴨川西
						—
						469. 186
						—
						688. 372
						850. 732
起点	—	—	469. 186	—	688. 372	850. 732

(ロ) ETC車の場合

軽自動車等

						終点
					伏見	—
				城南宮南	283.062	330.294
			城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	261.808	—	325.571	372.803
	鴨川西	—	299.594	—	363.357	410.589
起点	—	—	313.763	—	377.526	421.297

普通車

						終点
					伏見	—
				城南宮南	291.328	350.368
			城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	264.760	—	344.464	403.504
	鴨川西	—	311.992	—	391.696	421.297
起点	—	—	329.704	—	409.408	421.297

中型車

						終点
					伏見	—
				城南宮南	299.594	370.442
			城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	267.712	—	363.357	421.297
	鴨川西	—	324.390	—	420.035	421.297
起点	—	—	345.645	—	421.297	421.297

大型車

						終点
					伏見	—
				城南宮南	318.191	415.607
			城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	274.354	—	405.866	503.282
	鴨川西	—	352.287	—	483.798	581.214
起点	—	—	381.512	—	513.023	610.439

特大車

						終点
					伏見	—
				城南宮南	363.652	526.012
			城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	290.590	—	509.776	672.136
	鴨川西	—	420.478	—	639.664	802.024
起点	—	—	469.186	—	688.372	850.732

(注) 起点とは京都市伏見区深草中川原町を、終点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

ハ 第二京阪道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）の表に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

（イ）ETC車以外の自動車の場合

イ）起点から京田辺松井インターチェンジまでの区間

軽自動車等

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	194.445	194.445
		久御山 ジャンクション	—	194.445	240.741	240.741
	巨椋池	138.889	—	194.445	287.038	287.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	333.334

普通車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	240.741
		久御山 ジャンクション	—	194.445	287.038	287.038
	巨椋池	138.889	—	240.741	333.334	333.334
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	379.630

中型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	287.038
		久御山 ジャンクション	—	240.741	333.334	379.630
	巨椋池	138.889	—	287.038	379.630	425.926
起点	—	194.445	—	333.334	425.926	472.223

大型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	27.778
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション	—	287.038	472.223	527.778
	巨椋池	138.889	—	379.630	574.075	574.075
起点	—	240.741	—	472.223	666.667	666.667

特大車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	46.297
				八幡東	—	—
			久御山南	194.445	527.778	574.075
		久御山 ジャンクション	—	472.223	793.906	826.378
	巨椋池	194.445	—	620.371	875.086	907.558
起点	—	333.334	—	696.490	948.148	980.620

ロ) 京田辺松井インターチェンジから交野南インターチェンジまでの区間

A 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	333.334	333.334
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	333.334	—	333.334	333.334

普通車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	409.408	409.408
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	425.926	—	425.926	425.926

中型車

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				441. 290
				441. 290
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	472. 223	—	472. 223	472. 223

大型車

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				513. 023
				513. 023
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	666. 667	—	666. 667	666. 667

特大車

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				688. 372
				688. 372
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	1, 021. 210	—	1, 021. 210	1, 021. 210

B 各入口インターチェンジから京田辺松井インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				285. 424
				333. 334
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	306. 678	—	333. 334	333. 334

普通車

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				294. 280
				409. 408
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	320. 848	—	415. 312	425. 926

中型車

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				303. 136
				441. 290
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	335. 018	—	448. 374	472. 223

大型車

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				323. 062
				513. 023
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	366. 899	—	522. 765	666. 667

特大車

				交野南
				交野北
				—
				枚方学研
				371. 770
				688. 372
				枚方東
				—
				—
京田辺松井	444. 832	—	704. 608	1, 021. 210

ただし、イ) に定める区間と連続して通行する場合は、流入したインターチェンジにかかわらず、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333. 334	425. 926	472. 223	666. 667	1, 021. 210

ハ) 交野南インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間

A 各入口インターチェンジから門真ジャンクション方面へ通行する場合

軽自動車等

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
				—
				寝屋川南
				333. 334
				333. 334
				寝屋川北
				—
				—
交野南	271. 254	—	333. 334	333. 334

普通車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
				—
				寝屋川南
				425. 926
				425. 926
				寝屋川北
				—
				—
交野南	276. 568	—	425. 926	425. 926

中型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
				—
				寝屋川南
				527. 778
				527. 778
				寝屋川北
				—
				—
交野南	281. 882	—	527. 778	527. 778

大型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
				—
				寝屋川南
				683. 501
				712. 963
				寝屋川北
				—
				—
交野南	293. 837	—	683. 501	712. 963

特大車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
				—
				寝屋川南
				972. 502
				1, 045. 564
				寝屋川北
				—
				—
交野南	323. 062	—	972. 502	1, 045. 564

B 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	333.334	333.334
		寝屋川北	—	—
交野南	333.334	—	333.334	333.334

普通車

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	373.984	373.984
		寝屋川北	—	—
交野南	425.926	—	425.926	425.926

中型車

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	398.781	398.781
		寝屋川北	—	—
交野南	527.778	—	527.778	527.778

大型車

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	454.574	454.574
		寝屋川北	—	—
交野南	712.963	—	712.963	712.963

特大車

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	590.956	590.956
		寝屋川北	—	—
交野南	1,045.564	—	1,045.564	1,045.564

(ロ) ETC車の場合

軽自動車等

														門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
													第二京阪 門真	—
												寝屋川南	327.933	333.334
											寝屋川北	—	—	—
										交野南	166.667	—	333.334	333.334
									交野北	—	—	—	—	—
								枚方学研	285.424	—	398.781	—	587.709	608.963
							枚方東	—	—	—	—	—	—	—
						京田辺松井	194.445	—	333.334	—	495.606	—	666.667	666.667
					八幡京田辺 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	212.963	—	351.852	—	505.053	—	685.186	685.186
				八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			久御山南	138.889	194.445	—	388.889	—	481.437	—	594.794	—	694.445	694.445
		久御山 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	194.445	240.741	—	435.186	—	549.923	—	663.280	—	852.208	873.462
	巨椋池	138.889	—	194.445	287.038	—	481.482	—	573.539	—	686.896	—	787.038	787.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	—	519.222	—	594.794	—	708.150	—	740.741	740.741

普通車

														門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
													第二京阪 門真	—
												寝屋川南	347.416	373.984
											寝屋川北	—	—	—
										交野南	175.926	—	425.926	425.926
									交野北	—	—	—	—	—
								枚方学研	294.280	—	435.976	—	672.136	698.704
							枚方東	—	—	—	—	—	—	—
						京田辺松井	194.445	—	415.312	—	557.008	—	793.168	819.736
					八幡京田辺 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	212.963	—	427.120	—	568.816	—	804.976	831.544
				八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			久御山南	138.889	240.741	—	435.186	—	539.296	—	680.992	—	861.112	861.112
		久御山 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	194.445	287.038	—	481.482	—	624.904	—	766.600	—	1,002.760	1,029.328
	巨椋池	138.889	—	240.741	333.334	—	527.778	—	654.424	—	796.120	—	953.704	953.704
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	—	574.075	—	680.992	—	822.688	—	907.408	907.408

中型車

													門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	
												第二京阪 門真	—	
											寝屋川南	366. 899	398. 781	
										寝屋川北	—	—	—	
								交野南	212. 963	—	527. 778	527. 778		
							交野北	—	—	—	—	—		
						枚方学研	303. 136	—	473. 171	—	756. 563	788. 445		
					枚方東	—	—	—	—	—	—	—		
				京田辺松井	240. 741	—	448. 374	—	618. 410	—	901. 802	933. 683		
			八幡京田辺 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	259. 260	—	462. 544	—	632. 579	—	915. 971	947. 853		
		八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	久御山南	138. 889	240. 741	—	483. 798	—	597. 155	—	767. 190	—	972. 223	972. 223		
	久御山 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	240. 741	333. 334	—	586. 528	—	699. 885	—	869. 920	—	1, 153. 312	1, 185. 194	
	巨棕池	138. 889	—	287. 038	379. 630	—	621. 952	—	735. 309	—	905. 344	—	1, 111. 112	1, 111. 112
起点	—	194. 445	—	333. 334	425. 926	—	653. 834	—	767. 190	—	937. 226	—	1, 064. 815	1, 064. 815

大型車

													門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		
												第二京阪 門真		—	
											寝屋川南		410.736	454.574	
										寝屋川北		—	—	—	
								交野南		287.038	—	683.501	712.963		
							交野北		—	—	—	—	—		
						枚方学研		323.062	—	556.860	—	946.524	990.362		
					枚方東		—	—	—	—	—	—	—		
				京田辺松井		287.038	—	522.765	—	756.563	—	1,146.227	1,190.064		
			八幡京田辺 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		—	314.815	—	542.248	—	776.046	—	1,165.710	1,209.548		
		八幡東		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	久御山南		138.889	333.334	—	571.473	—	727.338	—	961.137	—	1,231.482	1,231.482		
		久御山 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	287.038	472.223	—	712.726	—	868.592	—	1,102.390	—	1,492.054	1,535.891	
		巨棕池	138.889	—	379.630	574.075	—	761.434	—	917.300	—	1,151.098	—	1,472.223	1,472.223
起点	—	240.741	—	472.223	666.667	—	805.271	—	961.137	—	1,194.935	—	1,425.926	1,425.926	

特大車

													門真 ジャンクション													
													第二京阪 門真	—												
													寝屋川南	517. 894	590. 956											
													寝屋川北	—	—	—										
													交野南	323. 062	—	972. 502	1, 045. 564									
													交野北	—	—	—	—	—								
													枚方学研	371. 770	—	761. 434	—	1, 410. 874	1, 483. 936							
													枚方東	—	—	—	—	—	—							
													京田辺松井	379. 630	—	704. 608	—	1, 094. 272	—	1, 743. 712	1, 816. 774					
													八幡京田辺 ジャンクション	—	425. 926	—	737. 080	—	1, 126. 744	—	1, 776. 184	1, 849. 246				
													八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
													久御山南	194. 445	527. 778	—	785. 788	—	1, 045. 564	—	1, 435. 228	—	1, 972. 223	1, 972. 223		
													久御山 ジャンクション	—	472. 223	793. 906	—	1, 021. 210	—	1, 280. 986	—	1, 670. 650	—	2, 320. 090	2, 393. 152	
													巨棕池	194. 445	—	620. 371	875. 086	—	1, 102. 390	—	1, 362. 166	—	1, 751. 830	—	2, 351. 852	2, 351. 852
起点	—	333. 334	—	696. 490	948. 148	—	1, 175. 452	—	1, 435. 228	—	1, 824. 892	—	2, 203. 704	2, 203. 704												

(注) 起点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

ただし、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ若しくは久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間を連続して通行する場合における、八幡京田辺ジャンクション又は久御山ジャンクションと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	518. 519	518. 519
久御山ジャンクション	740. 741	740. 741

普通車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	638. 889	638. 889
久御山ジャンクション	907. 408	907. 408

中型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	703. 704	703. 704
久御山ジャンクション	1, 064. 815	1, 064. 815

大型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	925. 926	925. 926
久御山ジャンクション	1, 425. 926	1, 425. 926

特大車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	1, 444. 445	1, 444. 445
久御山ジャンクション	2, 259. 260	2, 259. 260

ニ 一般国道１号（淀川左岸線延伸部）（以下「淀川左岸線延伸部」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、別添５の淀川左岸線延伸部のキロ程と阪神高速道路株式会社が管理する一般国道１号（淀川左岸線延伸部）等の利用距離を通算し、当該通行を１回の利用としたうえで、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含め、阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和３１年法律第７号）第３条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

ホ 一般国道２号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次の（イ）から（ホ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

（イ）平成３１年３月３１日まで

車種 区間	普通車	大型車	特大車
東側区間	190. 477	285. 715	666. 667
西側区間	100. 000	150. 000	349. 515

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

（注２）上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

（注３）神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行１回あたりの料金の額とする。

（ロ）平成３１年４月１日から大蔵谷インターチェンジ及び伊川谷インターチェンジの料金所の供用開始の日の前日まで

イ）ＥＴＣ車以外の自動車

軽自動車等

											長坂
										学園南	149. 568
									垂水 ジャンクション	—	194. 832
								明石西	352. 272	326. 688	—
							大久保	285. 360	279. 456	234. 192	—
						玉津	192. 864	285. 360	194. 832	149. 568	—
					伊川谷	78. 720	192. 864	285. 360	—	—	—
				大蔵谷	—	108. 240	192. 864	285. 360	—	—	—
			高丸	167. 280	—	167. 280	251. 904	344. 400	—	—	—
		名谷	202. 704	202. 704	—	202. 704	287. 328	352. 272	—	—	—
	須磨	301. 104	301. 104	301. 104	—	301. 104	352. 272	352. 272	301. 104	—	301. 104
起点	—	301. 104	301. 104	301. 104	—	301. 104	352. 272	352. 272	301. 104	—	301. 104

普通車

											長坂
										学園南	186. 960
									垂水 ジャンクション	—	243. 540
								明石西	440. 340	408. 360	—
							大久保	356. 700	349. 320	292. 740	—
						玉津	241. 080	356. 700	243. 540	186. 960	—
					伊川谷	98. 400	241. 080	356. 700	—	—	—
				大蔵谷	—	135. 300	241. 080	356. 700	—	—	—
			高丸	209. 100	—	209. 100	314. 880	430. 500	—	—	—
		名谷	253. 380	253. 380	—	253. 380	359. 160	440. 340	—	—	—
	須磨	376. 380	376. 380	376. 380	—	376. 380	440. 340	440. 340	376. 380	—	376. 380
起点	—	376. 380	376. 380	376. 380	—	376. 380	440. 340	440. 340	376. 380	—	376. 380

中型車

											長坂
										学園南	224. 352
									垂水 ジャンクション	—	292. 248
								明石西	528. 408	490. 032	—
							大久保	428. 040	419. 184	351. 288	—
						玉津	289. 296	428. 040	292. 248	224. 352	—
					伊川谷	118. 080	289. 296	428. 040	—	—	—
				大蔵谷	—	162. 360	289. 296	428. 040	—	—	—
			高丸	250. 920	—	250. 920	377. 856	516. 600	—	—	—
		名谷	304. 056	304. 056	—	304. 056	430. 992	528. 408	—	—	—
	須磨	451. 656	451. 656	451. 656	—	451. 656	528. 408	528. 408	451. 656	—	451. 656
起点	—	451. 656	451. 656	451. 656	—	451. 656	528. 408	528. 408	451. 656	—	451. 656

大型車

											長坂
										学園南	308. 484
									垂水 ジャンクション	—	401. 841
								明石西	726. 561	673. 794	—
							大久保	588. 555	576. 378	483. 021	—
						玉津	397. 782	588. 555	401. 841	308. 484	—
					伊川谷	162. 360	397. 782	588. 555	—	—	—
				大蔵谷	—	223. 245	397. 782	588. 555	—	—	—
			高丸	345. 015	—	345. 015	519. 552	710. 325	—	—	—
		名谷	418. 077	418. 077	—	418. 077	592. 614	726. 561	—	—	—
	須磨	621. 027	621. 027	621. 027	—	621. 027	726. 561	726. 561	621. 027	—	621. 027
起点	—	621. 027	621. 027	621. 027	—	621. 027	726. 561	726. 561	621. 027	—	621. 027

特大車

											長坂										
											学園南	514. 140									
											垂水 ジャンクション	—	669. 735								
											明石西	1, 210. 935	1, 122. 990	—							
											大久保	980. 925	960. 630	805. 035	—						
											玉津	662. 970	980. 925	669. 735	514. 140	—					
											伊川谷	270. 600	662. 970	980. 925	—	—	—				
											大蔵谷	—	372. 075	662. 970	980. 925	—	—	—			
											高丸	575. 025	—	575. 025	865. 920	1, 183. 875	—	—	—		
											名谷	696. 795	696. 795	—	696. 795	987. 690	1, 210. 935	—	—	—	
											須磨	1, 035. 045	1, 035. 045	1, 035. 045	—	1, 035. 045	1, 210. 935	1, 210. 935	1, 035. 045	—	1, 035. 045
起点	—	1, 035. 045	1, 035. 045	1, 035. 045	—	1, 035. 045	1, 210. 935	1, 210. 935	1, 035. 045	—	1, 035. 045	1, 210. 935	1, 210. 935	1, 035. 045	—	1, 035. 045					

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂										
											学園南	200. 047									
											垂水 ジャンクション	—	260. 588								
											明石西	471. 164	436. 945	—							
											大久保	381. 669	373. 772	313. 232	—						
											玉津	257. 956	381. 669	260. 588	200. 047	—					
											伊川谷	105. 288	257. 956	381. 669	—	—	—				
											大蔵谷	—	144. 771	257. 956	381. 669	—	—	—			
											高丸	223. 737	—	223. 737	336. 922	460. 635	—	—	—		
											名谷	271. 117	271. 117	—	271. 117	384. 301	471. 164	—	—	—	
											須磨	402. 727	402. 727	402. 727	—	402. 727	471. 164	471. 164	402. 727	—	402. 727
起点	—	402. 727	402. 727	402. 727	—	402. 727	471. 164	471. 164	402. 727	—	402. 727	471. 164	471. 164	402. 727	—	402. 727					

大型車

											長坂										
											学園南	289.788									
											垂水 ジャンクション	—	377.487								
											明石西	682.527	632.958	—							
											大久保	552.885	541.446	453.747	—						
											玉津	373.674	552.885	377.487	289.788	—					
											伊川谷	152.520	373.674	552.885	—	—	—				
											大蔵谷	—	209.715	373.674	552.885	—	—	—			
											高丸	324.105	—	324.105	488.064	667.275	—	—	—		
											名谷	392.739	392.739	—	392.739	556.698	682.527	—	—	—	
											須磨	583.389	583.389	583.389	—	583.389	682.527	682.527	583.389	—	583.389
起点	—	583.389	583.389	583.389	—	583.389	682.527	682.527	583.389	—	583.389	682.527	682.527	583.389	—	583.389					

ロ) E T C 車

軽自動車等

											長坂										
											学園南	78.720									
											垂水 ジャンクション	—	78.720								
											明石西	352.272	326.688	—							
											大久保	78.720	279.456	234.192	—						
											玉津	78.720	177.120	194.832	149.568	—					
											伊川谷	78.720	139.728	232.224	—	—	—				
											大蔵谷	—	108.240	192.864	285.360	—	—	—			
											高丸	78.720	—	167.280	251.904	344.400	—	—	—		
											名谷	78.720	94.464	—	202.704	287.328	352.272	—	—	—	
											須磨	78.720	108.240	167.280	—	275.520	352.272	352.272	78.720	—	147.600
起点	—	98.400	133.824	192.864	—	301.104	352.272	352.272	114.144	—	173.184										

普通車

											長坂
										学園南	98.400
									垂水 ジャンクション	—	98.400
								明石西	440.340	408.360	—
							大久保	98.400	349.320	292.740	—
						玉津	98.400	221.400	243.540	186.960	—
					伊川谷	98.400	174.660	290.280	—	—	—
				大蔵谷	—	135.300	241.080	356.700	—	—	—
			高丸	98.400	—	209.100	314.880	430.500	—	—	—
		名谷	98.400	118.080	—	253.380	359.160	440.340	—	—	—
	須磨	98.400	135.300	209.100	—	344.400	440.340	440.340	98.400	—	184.500
起点	—	123.000	167.280	241.080	—	376.380	440.340	440.340	142.680	—	216.480

中型車

											長坂
										学園南	118.080
									垂水 ジャンクション	—	118.080
								明石西	528.408	490.032	—
							大久保	118.080	419.184	351.288	—
						玉津	118.080	265.680	292.248	224.352	—
					伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—
				大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—
			高丸	118.080	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—
		名谷	118.080	141.696	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—
	須磨	118.080	162.360	250.920	—	413.280	528.408	528.408	118.080	—	221.400
起点	—	147.600	200.736	289.296	—	451.656	528.408	528.408	171.216	—	259.776

大型車

											長坂
										学園南	162. 360
								垂水 ジャンクション	—	162. 360	
						明石西	726. 561	673. 794	—		
				大久保	162. 360	576. 378	483. 021	—			
			玉津	162. 360	365. 310	401. 841	308. 484	—			
		伊川谷	162. 360	288. 189	478. 962	—	—	—			
	大蔵谷	—	223. 245	397. 782	588. 555	—	—	—			
	高丸	162. 360	—	345. 015	519. 552	710. 325	—	—	—		
	名谷	162. 360	194. 832	—	418. 077	592. 614	726. 561	—	—	—	
	須磨	162. 360	223. 245	345. 015	—	568. 260	726. 561	726. 561	162. 360	—	304. 425
起点	—	202. 950	276. 012	397. 782	—	621. 027	726. 561	726. 561	235. 422	—	357. 192

特大車

											長坂
										学園南	270. 600
								垂水 ジャンクション	—	270. 600	
						明石西	1, 210. 935	1, 122. 990	—		
				大久保	270. 600	960. 630	805. 035	—			
			玉津	270. 600	608. 850	669. 735	514. 140	—			
		伊川谷	270. 600	480. 315	798. 270	—	—	—			
	大蔵谷	—	372. 075	662. 970	980. 925	—	—	—			
	高丸	270. 600	—	575. 025	865. 920	1, 183. 875	—	—	—		
	名谷	270. 600	324. 720	—	696. 795	987. 690	1, 210. 935	—	—	—	
	須磨	270. 600	372. 075	575. 025	—	947. 100	1, 210. 935	1, 210. 935	270. 600	—	507. 375
起点	—	338. 250	460. 020	662. 970	—	1, 035. 045	1, 210. 935	1, 210. 935	392. 370	—	595. 320

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂
											学園南
											105. 288
											垂水 ジャンクション
											—
											105. 288
											明石西
											471. 164
											436. 945
											—
											大久保
											105. 288
											373. 772
											313. 232
											—
											玉津
											105. 288
											236. 898
											260. 588
											200. 047
											—
											伊川谷
											105. 288
											186. 886
											310. 600
											—
											大蔵谷
											—
											144. 771
											257. 956
											381. 669
											—
											高丸
											105. 288
											—
											223. 737
											336. 922
											460. 635
											—
											名谷
											105. 288
											126. 346
											—
											271. 117
											384. 301
											471. 164
											—
											須磨
											105. 288
											144. 771
											223. 737
											—
											368. 508
											471. 164
											471. 164
											105. 288
											—
											197. 415
											起点
											—
											131. 610
											178. 990
											257. 956
											—
											402. 727
											471. 164
											471. 164
											152. 668
											—
											231. 634

大型車

											長坂										
											学園南	152. 520									
											垂水 ジャンクション	—	152. 520								
											明石西	682. 527	632. 958	—							
											大久保	152. 520	541. 446	453. 747	—						
											玉津	152. 520	343. 170	377. 487	289. 788	—					
											伊川谷	152. 520	270. 723	449. 934	—	—	—				
											大蔵谷	—	209. 715	373. 674	552. 885	—	—	—			
											高丸	152. 520	—	324. 105	488. 064	667. 275	—	—	—		
											名谷	152. 520	183. 024	—	392. 739	556. 698	682. 527	—	—	—	
											須磨	152. 520	209. 715	324. 105	—	533. 820	682. 527	682. 527	152. 520	—	285. 975
起点	—	190. 650	259. 284	373. 674	—	583. 389	682. 527	682. 527	221. 154	—	335. 544										

(注3) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(注4) 当該道路を通行する自動車が、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の1回の通行に係る料金の額を適用する。

イ) ETC車以外の自動車

											長坂
										学園南	149. 568
									垂水 ジャンクション	—	194. 832
								明石西	352. 272	326. 688	—
							大久保	232. 224	279. 456	234. 192	—
						玉津	139. 728	232. 224	194. 832	149. 568	—
					伊川谷	78. 720	139. 728	232. 224	—	—	—
				大蔵谷	—	108. 240	192. 864	285. 360	—	—	—
			高丸	167. 280	—	167. 280	251. 904	344. 400	—	—	—
		名谷	202. 704	202. 704	—	202. 704	287. 328	352. 272	—	—	—
	須磨	301. 104	301. 104	301. 104	—	301. 104	352. 272	352. 272	301. 104	—	301. 104
起点	—	301. 104	301. 104	301. 104	—	301. 104	352. 272	352. 272	301. 104	—	301. 104

普通車

											長坂
										学園南	186. 960
									垂水 ジャンクション	—	243. 540
								明石西	440. 340	408. 360	—
							大久保	290. 280	349. 320	292. 740	—
						玉津	174. 660	290. 280	243. 540	186. 960	—
					伊川谷	98. 400	174. 660	290. 280	—	—	—
				大蔵谷	—	135. 300	241. 080	356. 700	—	—	—
			高丸	209. 100	—	209. 100	314. 880	430. 500	—	—	—
		名谷	253. 380	253. 380	—	253. 380	359. 160	440. 340	—	—	—
	須磨	376. 380	376. 380	376. 380	—	376. 380	440. 340	440. 340	376. 380	—	376. 380
起点	—	376. 380	376. 380	376. 380	—	376. 380	440. 340	440. 340	376. 380	—	376. 380

中型車

											長坂
										学園南	224. 352
									垂水 ジャンクション	—	292. 248
								明石西	528. 408	490. 032	—
							大久保	348. 336	419. 184	351. 288	—
						玉津	209. 592	348. 336	292. 248	224. 352	—
					伊川谷	118. 080	209. 592	348. 336	—	—	—
				大蔵谷	—	162. 360	289. 296	428. 040	—	—	—
			高丸	250. 920	—	250. 920	377. 856	516. 600	—	—	—
		名谷	304. 056	304. 056	—	304. 056	430. 992	528. 408	—	—	—
	須磨	451. 656	451. 656	451. 656	—	451. 656	528. 408	528. 408	451. 656	—	451. 656
起点	—	451. 656	451. 656	451. 656	—	451. 656	528. 408	528. 408	451. 656	—	451. 656

大型車

											長坂
										学園南	308.484
									垂水 ジャンクション	—	401.841
								明石西	726.561	673.794	—
							大久保	478.962	576.378	483.021	—
						玉津	288.189	478.962	401.841	308.484	—
					伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—
				大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—
			高丸	345.015	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—
		名谷	418.077	418.077	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—
	須磨	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027
起点	—	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027

特大車

											長坂
										学園南	514.140
									垂水 ジャンクション	—	669.735
								明石西	1,210.935	1,122.990	—
							大久保	798.270	960.630	805.035	—
						玉津	480.315	798.270	669.735	514.140	—
					伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—
				大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—
			高丸	575.025	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—
		名谷	696.795	696.795	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—
	須磨	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045
起点	—	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂
											学園南
											200. 047
											垂水 ジャンクション
											—
											260. 588
											明石西
											471. 164
											436. 945
											—
											大久保
											310. 600
											373. 772
											313. 232
											—
											玉津
											186. 886
											310. 600
											260. 588
											200. 047
											—
											伊川谷
											105. 288
											186. 886
											310. 600
											—
											大蔵谷
											—
											144. 771
											257. 956
											381. 669
											—
											高丸
											223. 737
											—
											223. 737
											336. 922
											460. 635
											—
											名谷
											271. 117
											271. 117
											—
											271. 117
											384. 301
											471. 164
											—
											須磨
											402. 727
											402. 727
											402. 727
											—
											402. 727
											471. 164
											471. 164
											402. 727
											—
											402. 727

大型車

											長坂										
											学園南	289. 788									
											垂水 ジャンクション	—	377. 487								
											明石西	682. 527	632. 958	—							
											大久保	449. 934	541. 446	453. 747	—						
											玉津	270. 723	449. 934	377. 487	289. 788	—					
											伊川谷	152. 520	270. 723	449. 934	—	—	—				
											大蔵谷	—	209. 715	373. 674	552. 885	—	—	—			
											高丸	324. 105	—	324. 105	488. 064	667. 275	—	—	—		
											名谷	392. 739	392. 739	—	392. 739	556. 698	682. 527	—	—	—	
											須磨	583. 389	583. 389	583. 389	—	583. 389	682. 527	682. 527	583. 389	—	583. 389
起点	—	583. 389	583. 389	583. 389	—	583. 389	682. 527	682. 527	583. 389	—	583. 389										

ロ) E T C 車

軽自動車等

											長坂
											学園南
											78.720
											垂水 ジャンクション
											—
											78.720
											明石西
											352.272
											326.688
											—
											大久保
											78.720
											279.456
											234.192
											—
											玉津
											78.720
											177.120
											194.832
											149.568
											—
											伊川谷
											78.720
											139.728
											232.224
											—
											大蔵谷
											—
											108.240
											192.864
											285.360
											—
											高丸
											78.720
											167.280
											251.904
											344.400
											—
											名谷
											78.720
											94.464
											—
											202.704
											287.328
											352.272
											—
											須磨
											78.720
											108.240
											167.280
											—
											275.520
											352.272
											352.272
											78.720
											—
											147.600
											起点
											—
											98.400
											133.824
											192.864
											—
											301.104
											352.272
											352.272
											114.144
											—
											173.184

普通車

											長坂										
											学園南	98. 400									
											垂水 ジャンクション	—	98. 400								
											明石西	440. 340	408. 360	—							
											大久保	98. 400	349. 320	292. 740	—						
											玉津	98. 400	221. 400	243. 540	186. 960	—					
											伊川谷	98. 400	174. 660	290. 280	—	—	—				
											大蔵谷	—	135. 300	241. 080	356. 700	—	—	—			
											高丸	98. 400	—	209. 100	314. 880	430. 500	—	—	—		
											名谷	98. 400	118. 080	—	253. 380	359. 160	440. 340	—	—	—	
											須磨	98. 400	135. 300	209. 100	—	344. 400	440. 340	440. 340	98. 400	—	184. 500
起点	—	123. 000	167. 280	241. 080	—	376. 380	440. 340	440. 340	142. 680	—	216. 480										

中型車

											長坂
										学園南	118.080
									垂水 ジャンクション	—	118.080
								明石西	528.408	490.032	—
							大久保	118.080	419.184	351.288	—
						玉津	118.080	265.680	292.248	224.352	—
					伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—
				大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—
			高丸	118.080	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—
		名谷	118.080	141.696	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—
	須磨	118.080	162.360	250.920	—	413.280	528.408	528.408	118.080	—	221.400
起点	—	147.600	200.736	289.296	—	451.656	528.408	528.408	171.216	—	259.776

大型車

											長坂
										学園南	162.360
									垂水 ジャンクション	—	162.360
								明石西	726.561	673.794	—
							大久保	162.360	576.378	483.021	—
						玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—
					伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—
				大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—
			高丸	162.360	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—
		名谷	162.360	194.832	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—
	須磨	162.360	223.245	345.015	—	568.260	726.561	726.561	162.360	—	304.425
起点	—	202.950	276.012	397.782	—	621.027	726.561	726.561	235.422	—	357.192

特大車

											長坂
										学園南	270.600
									垂水 ジャンクション	—	270.600
								明石西	1,210.935	1,122.990	—
							大久保	270.600	960.630	805.035	—
						玉津	270.600	608.850	669.735	514.140	—
					伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—
				大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—
			高丸	270.600	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—
		名谷	270.600	324.720	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—
	須磨	270.600	372.075	575.025	—	947.100	1,210.935	1,210.935	270.600	—	507.375
起点	—	338.250	460.020	662.970	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	392.370	—	595.320

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂
										学園南	105.288
									垂水 ジャンクション	—	105.288
								明石西	471.164	436.945	—
							大久保	105.288	373.772	313.232	—
						玉津	105.288	236.898	260.588	200.047	—
					伊川谷	105.288	186.886	310.600	—	—	—
				大蔵谷	—	144.771	257.956	381.669	—	—	—
			高丸	105.288	—	223.737	336.922	460.635	—	—	—
		名谷	105.288	126.346	—	271.117	384.301	471.164	—	—	—
	須磨	105.288	144.771	223.737	—	368.508	471.164	471.164	105.288	—	197.415
起点	—	131.610	178.990	257.956	—	402.727	471.164	471.164	152.668	—	231.634

大型車

												長坂
											学園南	152. 520
									垂水 ジャンクション	—	152. 520	
								明石西	682. 527	632. 958	—	
							大久保	152. 520	541. 446	453. 747	—	
						玉津	152. 520	343. 170	377. 487	289. 788	—	
					伊川谷	152. 520	270. 723	449. 934	—	—	—	
				大蔵谷	—	209. 715	373. 674	552. 885	—	—	—	
			高丸	152. 520	—	324. 105	488. 064	667. 275	—	—	—	
		名谷	152. 520	183. 024	—	392. 739	556. 698	682. 527	—	—	—	
	須磨	152. 520	209. 715	324. 105	—	533. 820	682. 527	682. 527	152. 520	—	285. 975	
起点	—	190. 650	259. 284	373. 674	—	583. 389	682. 527	682. 527	221. 154	—	335. 544	

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

(注3) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(二) 伊川谷ジャンクションの料金所の供用開始の日から永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクションまでの区間の供用開始の日の前日まで

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

												長坂
											学園南	149. 568
									垂水 ジャンクション	—	194. 832	
								明石西	352. 272	326. 688	—	
							大久保	177. 120	279. 456	234. 192	—	
						玉津	78. 720	177. 120	194. 832	149. 568	—	
					伊川谷	78. 720	139. 728	232. 224	—	—	—	
				大蔵谷	—	108. 240	192. 864	285. 360	—	—	—	
			高丸	167. 280	—	167. 280	251. 904	344. 400	—	—	—	
		名谷	202. 704	202. 704	—	202. 704	287. 328	352. 272	—	—	—	
	須磨	301. 104	301. 104	301. 104	—	301. 104	352. 272	352. 272	301. 104	—	301. 104	
起点	—	301. 104	301. 104	301. 104	—	301. 104	352. 272	352. 272	301. 104	—	301. 104	

普通車

											長坂
										学園南	186. 960
									垂水 ジャンクション	—	243. 540
								明石西	440. 340	408. 360	—
							大久保	221. 400	349. 320	292. 740	—
						玉津	98. 400	221. 400	243. 540	186. 960	—
					伊川谷	98. 400	174. 660	290. 280	—	—	—
				大蔵谷	—	135. 300	241. 080	356. 700	—	—	—
			高丸	209. 100	—	209. 100	314. 880	430. 500	—	—	—
		名谷	253. 380	253. 380	—	253. 380	359. 160	440. 340	—	—	—
	須磨	376. 380	376. 380	376. 380	—	376. 380	440. 340	440. 340	376. 380	—	376. 380
起点	—	376. 380	376. 380	376. 380	—	376. 380	440. 340	440. 340	376. 380	—	376. 380

中型車

											長坂
										学園南	224. 352
									垂水 ジャンクション	—	292. 248
								明石西	528. 408	490. 032	—
							大久保	265. 680	419. 184	351. 288	—
						玉津	118. 080	265. 680	292. 248	224. 352	—
					伊川谷	118. 080	209. 592	348. 336	—	—	—
				大蔵谷	—	162. 360	289. 296	428. 040	—	—	—
			高丸	250. 920	—	250. 920	377. 856	516. 600	—	—	—
		名谷	304. 056	304. 056	—	304. 056	430. 992	528. 408	—	—	—
	須磨	451. 656	451. 656	451. 656	—	451. 656	528. 408	528. 408	451. 656	—	451. 656
起点	—	451. 656	451. 656	451. 656	—	451. 656	528. 408	528. 408	451. 656	—	451. 656

大型車

											長坂
										学園南	308.484
									垂水 ジャンクション	—	401.841
								明石西	726.561	673.794	—
							大久保	365.310	576.378	483.021	—
						玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—
					伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—
				大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—
			高丸	345.015	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—
		名谷	418.077	418.077	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—
	須磨	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027
起点	—	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027

特大車

											長坂
										学園南	514.140
									垂水 ジャンクション	—	669.735
								明石西	1,210.935	1,122.990	—
							大久保	608.850	960.630	805.035	—
						玉津	270.600	608.850	669.735	514.140	—
					伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—
				大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—
			高丸	575.025	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—
		名谷	696.795	696.795	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—
	須磨	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045
起点	—	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂										
											学園南	200. 047									
											垂水 ジャンクション	—	260. 588								
											明石西	471. 164	436. 945	—							
											大久保	236. 898	373. 772	313. 232	—						
											玉津	105. 288	236. 898	260. 588	200. 047	—					
											伊川谷	105. 288	186. 886	310. 600	—	—	—				
											大蔵谷	—	144. 771	257. 956	381. 669	—	—	—			
											高丸	223. 737	—	223. 737	336. 922	460. 635	—	—	—		
											名谷	271. 117	271. 117	—	271. 117	384. 301	471. 164	—	—	—	
											須磨	402. 727	402. 727	402. 727	—	402. 727	471. 164	471. 164	402. 727	—	402. 727
起点	—	402. 727	402. 727	402. 727	—	402. 727	471. 164	471. 164	402. 727	—	402. 727	471. 164	471. 164	402. 727	—	402. 727					

大型車

											長坂										
											学園南	289. 788									
											垂水 ジャンクション	—	377. 487								
											明石西	682. 527	632. 958	—							
											大久保	343. 170	541. 446	453. 747	—						
											玉津	152. 520	343. 170	377. 487	289. 788	—					
											伊川谷	152. 520	270. 723	449. 934	—	—	—				
											大蔵谷	—	209. 715	373. 674	552. 885	—	—	—			
											高丸	324. 105	—	324. 105	488. 064	667. 275	—	—	—		
											名谷	392. 739	392. 739	—	392. 739	556. 698	682. 527	—	—	—	
											須磨	583. 389	583. 389	583. 389	—	583. 389	682. 527	682. 527	583. 389	—	583. 389
起点	—	583. 389	583. 389	583. 389	—	583. 389	682. 527	682. 527	583. 389	—	583. 389	682. 527	682. 527	583. 389	—	583. 389					

ロ) E T C 車

軽自動車等

											長坂
											学園南
											78.720
											垂水 ジャンクション
											—
											78.720
											明石西
											352.272
											326.688
											—
											大久保
											78.720
											279.456
											234.192
											—
											玉津
											78.720
											177.120
											194.832
											149.568
											—
											伊川谷
											78.720
											139.728
											232.224
											—
											大蔵谷
											—
											108.240
											192.864
											285.360
											—
											高丸
											78.720
											167.280
											251.904
											344.400
											—
											名谷
											78.720
											94.464
											—
											202.704
											287.328
											352.272
											—
											須磨
											78.720
											108.240
											167.280
											—
											275.520
											352.272
											352.272
											78.720
											—
											147.600
											起点
											—
											98.400
											133.824
											192.864
											—
											301.104
											352.272
											352.272
											114.144
											—
											173.184

普通車

											長坂										
											学園南	98. 400									
											垂水 ジャンクション	—	98. 400								
											明石西	440. 340	408. 360	—							
											大久保	98. 400	349. 320	292. 740	—						
											玉津	98. 400	221. 400	243. 540	186. 960	—					
											伊川谷	98. 400	174. 660	290. 280	—	—	—				
											大蔵谷	—	135. 300	241. 080	356. 700	—	—	—			
											高丸	98. 400	—	209. 100	314. 880	430. 500	—	—	—		
											名谷	98. 400	118. 080	—	253. 380	359. 160	440. 340	—	—	—	
											須磨	98. 400	135. 300	209. 100	—	344. 400	440. 340	440. 340	98. 400	—	184. 500
起点	—	123. 000	167. 280	241. 080	—	376. 380	440. 340	440. 340	440. 340	142. 680	—	216. 480									

中型車

											長坂
										学園南	118.080
									垂水 ジャンクション	—	118.080
								明石西	528.408	490.032	—
							大久保	118.080	419.184	351.288	—
						玉津	118.080	265.680	292.248	224.352	—
					伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—
				大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—
			高丸	118.080	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—
		名谷	118.080	141.696	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—
	須磨	118.080	162.360	250.920	—	413.280	528.408	528.408	118.080	—	221.400
起点	—	147.600	200.736	289.296	—	451.656	528.408	528.408	171.216	—	259.776

大型車

											長坂
										学園南	162.360
									垂水 ジャンクション	—	162.360
								明石西	726.561	673.794	—
							大久保	162.360	576.378	483.021	—
						玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—
					伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—
				大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—
			高丸	162.360	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—
		名谷	162.360	194.832	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—
	須磨	162.360	223.245	345.015	—	568.260	726.561	726.561	162.360	—	304.425
起点	—	202.950	276.012	397.782	—	621.027	726.561	726.561	235.422	—	357.192

特大車

											長坂
										学園南	270. 600
									垂水 ジャンクション	—	270. 600
								明石西	1, 210. 935	1, 122. 990	—
							大久保	270. 600	960. 630	805. 035	—
						玉津	270. 600	608. 850	669. 735	514. 140	—
					伊川谷	270. 600	480. 315	798. 270	—	—	—
				大蔵谷	—	372. 075	662. 970	980. 925	—	—	—
			高丸	270. 600	—	575. 025	865. 920	1, 183. 875	—	—	—
		名谷	270. 600	324. 720	—	696. 795	987. 690	1, 210. 935	—	—	—
	須磨	270. 600	372. 075	575. 025	—	947. 100	1, 210. 935	1, 210. 935	270. 600	—	507. 375
起点	—	338. 250	460. 020	662. 970	—	1, 035. 045	1, 210. 935	1, 210. 935	392. 370	—	595. 320

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

											長坂
										学園南	105. 288
									垂水 ジャンクション	—	105. 288
								明石西	471. 164	436. 945	—
							大久保	105. 288	373. 772	313. 232	—
						玉津	105. 288	236. 898	260. 588	200. 047	—
					伊川谷	105. 288	186. 886	310. 600	—	—	—
				大蔵谷	—	144. 771	257. 956	381. 669	—	—	—
			高丸	105. 288	—	223. 737	336. 922	460. 635	—	—	—
		名谷	105. 288	126. 346	—	271. 117	384. 301	471. 164	—	—	—
	須磨	105. 288	144. 771	223. 737	—	368. 508	471. 164	471. 164	105. 288	—	197. 415
起点	—	131. 610	178. 990	257. 956	—	402. 727	471. 164	471. 164	152. 668	—	231. 634

大型車

											長坂
										学園南	152. 520
									垂水 ジャンクション	—	152. 520
								明石西	682. 527	632. 958	—
							大久保	152. 520	541. 446	453. 747	—
						玉津	152. 520	343. 170	377. 487	289. 788	—
					伊川谷	152. 520	270. 723	449. 934	—	—	—
				大蔵谷	—	209. 715	373. 674	552. 885	—	—	—
			高丸	152. 520	—	324. 105	488. 064	667. 275	—	—	—
		名谷	152. 520	183. 024	—	392. 739	556. 698	682. 527	—	—	—
	須磨	152. 520	209. 715	324. 105	—	533. 820	682. 527	682. 527	152. 520	—	285. 975
起点	—	190. 650	259. 284	373. 674	—	583. 389	682. 527	682. 527	221. 154	—	335. 544

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

(ホ) 永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクションまでの区間の供用開始の日以降

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

[illegible]

普通車

															平野 (西)	
														平野 (東)	—	
													樋谷	—	—	
												永井谷	98.400	98.400	—	
											永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	115.620	115.620	—	
										長坂	—	—	—	—	—	
									学園南	196.800	—	—	196.800	196.800	—	
								垂水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	253.380	—	—	253.380	253.380	—	
							明石西	440.340	408.360	—	334.560	312.420	—	—	221.400	
						大久保	221.400	349.320	292.740	—	218.940	196.800	—	—	98.400	
					玉津	98.400	221.400	253.380	196.800	—	—	—	—	—	—	
				伊川谷	98.400	174.660	290.280	—	—	—	—	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	135.300	241.080	356.700	—	—	—	—	—	—	—	—	
		高丸	209.100	—	209.100	314.880	430.500	—	—	—	—	—	—	—	—	
	名谷	253.380	253.380	—	253.380	359.160	440.340	—	—	—	—	—	—	—	—	
	須磨	396.060	396.060	396.060	—	396.060	440.340	440.340	396.060	—	396.060	—	396.060	396.060	—	
起点	—	396.060	396.060	396.060	—	396.060	440.340	440.340	396.060	—	396.060	—	—	396.060	396.060	—

中型車

															平野 (西)	
														平野 (東)	—	
													樋谷	—	—	
												永井谷	118.080	118.080	—	
											永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	138.744	138.744	—	
										長坂	—	—	—	—	—	
									学園南	236.160	—	—	236.160	236.160	—	
								垂水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	304.056	—	—	304.056	304.056	—	
							明石西	528.408	490.032	—	401.472	374.904	—	—	265.680	
						大久保	265.680	419.184	351.288	—	262.728	236.160	—	—	118.080	
					玉津	118.080	265.680	304.056	236.160	—	—	—	—	—	—	
				伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—	—	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—	—	—	—	—	—	
		高丸	250.920	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—	—	—	—	—	—	
	名谷	304.056	304.056	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—	—	—	—	—	—	
	須磨	475.272	475.272	475.272	—	475.272	528.408	528.408	475.272	—	475.272	—	—	475.272	475.272	—
起点	—	475.272	475.272	475.272	—	475.272	528.408	528.408	475.272	—	475.272	—	—	475.272	475.272	—

大型車

															平野 (西)	
														平野 (東)	—	
													樋谷	—	—	
												永井谷	162.360	162.360	—	
											永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	190.773	190.773	—	
										長坂	—	—	—	—	—	
									学園南	324.720	—	—	324.720	324.720	—	
								垂水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	418.077	—	—	418.077	418.077	—	
							明石西	726.561	673.794	—	552.024	515.493	—	—	365.310	
						大久保	365.310	576.378	483.021	—	361.251	324.720	—	—	162.360	
					玉津	162.360	365.310	418.077	324.720	—	—	—	—	—	—	
				伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—	—	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—	—	—	—	—	—	
		高丸	345.015	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—	—	—	—	—	—	
	名谷	418.077	418.077	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—	—	—	—	—	—	
	須磨	653.499	653.499	653.499	—	653.499	726.561	726.561	653.499	—	653.499	—	—	653.499	653.499	—
起点	—	653.499	653.499	653.499	—	653.499	726.561	726.561	653.499	—	653.499	—	—	653.499	653.499	—

特大車

															平野 (西)	
														平野 (東)	—	
													樋谷	—	—	
												永井谷	270.600	270.600	—	
											永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	317.955	317.955	—	
										長坂	—	—	—	—	—	
									学園南	541.200	—	—	541.200	541.200	—	
								垂水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	696.795	—	—	696.795	696.795	—	
							明石西	1,210.935	1,122.990	—	920.040	859.155	—	—	608.850	
						大久保	608.850	960.630	805.035	—	602.085	541.200	—	—	270.600	
					玉津	270.600	608.850	696.795	541.200	—	—	—	—	—	—	
				伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—	—	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—	—	—	—	—	—	
		高丸	575.025	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—	—	—	—	—	—	
	名谷	696.795	696.795	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—	—	—	—	—	—	
	須磨	1,089.165	1,089.165	1,089.165	—	1,089.165	1,210.935	1,210.935	1,089.165	—	1,089.165	—	—	1,089.165	1,089.165	—
起点	—	1,089.165	1,089.165	1,089.165	—	1,089.165	1,210.935	1,210.935	1,089.165	—	1,089.165	—	—	1,089.165	1,089.165	—

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

																	平野 (西)
																平野 (東)	—
															樋谷	—	—
														永井谷	105.288	105.288	—
													永井谷 ジャンクション	—	123.713	123.713	—
												長坂	—	—	—	—	—
											学園南	210.576	—	—	210.576	210.576	—
										垂水 ジャンクション	—	271.117	—	—	271.117	271.117	—
									明石西	471.164	436.945	—	357.979	334.289	—	—	236.898
								大久保	236.898	373.772	313.232	—	234.266	210.576	—	—	105.288
							玉津	105.288	236.898	271.117	210.576	—	—	—	—	—	—
						伊川谷	105.288	186.886	310.600	—	—	—	—	—	—	—	—
					大蔵谷	—	144.771	257.956	381.669	—	—	—	—	—	—	—	—
				高丸	223.737	—	223.737	336.922	460.635	—	—	—	—	—	—	—	—
		名谷	271.117	271.117	—	271.117	384.301	471.164	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	須磨	423.784	423.784	423.784	—	423.784	471.164	471.164	423.784	—	423.784	—	—	423.784	423.784	—	—
起点	—	423.784	423.784	423.784	—	423.784	471.164	471.164	423.784	—	423.784	—	—	423.784	423.784	—	—

大型車

																	平野 (西)
																平野 (東)	—
																樋谷	—
															永井谷	152.520	152.520
														永井谷 ジャンクション	—	179.211	179.211
													長坂	—	—	—	—
												学園南	305.040	—	—	305.040	305.040
											垂水 ジャンクション	—	392.739	—	—	392.739	392.739
									明石西	682.527	632.958	—	518.568	484.251	—	—	343.170
								大久保	343.170	541.446	453.747	—	339.357	305.040	—	—	152.520
							玉津	152.520	343.170	392.739	305.040	—	—	—	—	—	—
						伊川谷	152.520	270.723	449.934	—	—	—	—	—	—	—	—
					大蔵谷	—	209.715	373.674	552.885	—	—	—	—	—	—	—	—
				高丸	324.105	—	324.105	488.064	667.275	—	—	—	—	—	—	—	—
		名谷	392.739	392.739	—	392.739	556.698	682.527	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	須磨	613.893	613.893	613.893	—	613.893	682.527	682.527	613.893	—	613.893	—	—	613.893	613.893	—	—
起点	—	613.893	613.893	613.893	—	613.893	682.527	682.527	613.893	—	613.893	—	—	613.893	613.893	—	—

ロ) ETC車

軽自動車等

																	平野 (西)
																平野 (東)	—
															樋谷	—	—
														永井谷	78.720	78.720	—
													永井谷 ジャンクション	—	78.720	78.720	—
											長坂	—	—	—	—	—	—
										学園南	78.720	—	—	92.496	131.856	—	—
									垂水 ジャンクション	—	78.720	—	—	137.760	177.120	—	—
								明石西	352.272	326.688	—	267.648	249.936	—	—	175.152	—
							大久保	78.720	279.456	234.192	—	175.152	157.440	—	—	78.720	—
						玉津	78.720	177.120	194.832	149.568	—	—	—	—	—	—	—
					伊川谷	78.720	139.728	232.224	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				大蔵谷	—	108.240	192.864	285.360	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			高丸	78.720	—	167.280	251.904	344.400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		名谷	78.720	94.464	—	202.704	287.328	352.272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	須磨	78.720	108.240	167.280	—	275.520	352.272	352.272	78.720	—	147.600	—	—	226.320	265.680	—	—
起点	—	98.400	133.824	192.864	—	301.104	352.272	352.272	114.144	—	173.184	—	—	251.904	291.264	—	—

普通車

																	平野 (西)
																平野 (東)	—
																樋谷	—
															永井谷	98.400	98.400
														永井谷 ジャンクション	—	98.400	98.400
											長坂	—	—	—	—	—	—
										学園南	98.400	—	—	115.620	164.820	—	—
									垂水 ジャンクション	—	98.400	—	—	172.200	221.400	—	—
								明石西	440.340	408.360	—	334.560	312.420	—	—	218.940	—
							大久保	98.400	349.320	292.740	—	218.940	196.800	—	—	98.400	—
						玉津	98.400	221.400	243.540	186.960	—	—	—	—	—	—	—
					伊川谷	98.400	174.660	290.280	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				大蔵谷	—	135.300	241.080	356.700	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			高丸	98.400	—	209.100	314.880	430.500	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		名谷	98.400	118.080	—	253.380	359.160	440.340	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	須磨	98.400	135.300	209.100	—	344.400	440.340	440.340	98.400	—	184.500	—	—	282.900	332.100	—	—
起点	—	123.000	167.280	241.080	—	376.380	440.340	440.340	142.680	—	216.480	—	—	314.880	364.080	—	—

中型車

															平野 (西)	
														平野 (東)	—	
													樋谷	—	—	
												永井谷	118.080	118.080	—	
											永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	118.080	118.080	—	
										長坂	—	—	—	—	—	
									学園南	118.080	—	—	138.744	197.784	—	
								垂水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	118.080	—	—	206.640	265.680	—	
							明石西	528.408	490.032	—	401.472	374.904	—	—	262.728	
						大久保	118.080	419.184	351.288	—	262.728	236.160	—	—	118.080	
					玉津	118.080	265.680	292.248	224.352	—	—	—	—	—	—	
				伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—	—	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—	—	—	—	—	—	
		高丸	118.080	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—	—	—	—	—	—	
	名谷	118.080	141.696	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—	—	—	—	—	—	
	須磨	118.080	162.360	250.920	—	413.280	528.408	528.408	118.080	—	221.400	—	—	339.480	398.520	—
起点	—	147.600	200.736	289.296	—	451.656	528.408	528.408	171.216	—	259.776	—	—	377.856	436.896	—

大型車

																平野 (西)
															平野 (東)	—
														樋谷	—	—
													永井谷	162.360	162.360	—
												永井谷 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	162.360	162.360	—
											長坂	—	—	—	—	—
										学園南	162.360	—	—	190.773	271.953	—
									垂水 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	162.360	—	—	284.130	365.310	—
								明石西	726.561	673.794	—	552.024	515.493	—	—	361.251
							大久保	162.360	576.378	483.021	—	361.251	324.720	—	—	162.360
						玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—	—	—	—	—	—
					伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—	—	—	—	—	—
				大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—	—	—	—	—	—
			高丸	162.360	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—	—	—	—	—	—
		名谷	162.360	194.832	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—	—	—	—	—	—
	須磨	162.360	223.245	345.015	—	568.260	726.561	726.561	162.360	—	304.425	—	—	466.785	547.965	—
起点	—	202.950	276.012	397.782	—	621.027	726.561	726.561	235.422	—	357.192	—	—	519.552	600.732	—

特大車

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ただし、中型車及び大型車について、平成３４年３月３１日までは、次表のとおりとする。

中型車

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

大型車

														平野 (西)
													平野 (東)	—
												榎谷	—	—
											永井谷	152. 520	152. 520	—
										永井谷 ジャンクション	—	152. 520	152. 520	—
									長坂	—	—	—	—	—
								学園南	152. 520	—	—	179. 211	255. 471	—
							垂水 ジャンクション	—	152. 520	—	—	266. 910	343. 170	—
						明石西	682. 527	632. 958	—	518. 568	484. 251	—	—	339. 357
					大久保	152. 520	541. 446	453. 747	—	339. 357	305. 040	—	—	152. 520
				玉津	152. 520	343. 170	377. 487	289. 788	—	—	—	—	—	—
			伊川谷	152. 520	270. 723	449. 934	—	—	—	—	—	—	—	—
		大蔵谷	—	209. 715	373. 674	552. 885	—	—	—	—	—	—	—	—
	高丸	152. 520	—	324. 105	488. 064	667. 275	—	—	—	—	—	—	—	—
	名谷	152. 520	183. 024	—	392. 739	556. 698	682. 527	—	—	—	—	—	—	—
	須磨	152. 520	209. 715	324. 105	—	533. 820	682. 527	682. 527	152. 520	—	285. 975	—	438. 495	514. 755
起点	—	190. 650	259. 284	373. 674	—	583. 389	682. 527	682. 527	221. 154	—	335. 544	—	488. 064	564. 324

(注 1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注 2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を 1 回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

へ 広島岩国道路における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

				大竹ジャンクション
			大竹	50. 000
		大野	339. 806	388. 350
		廿日市ジャンクション	350. 000	679. 612
廿日市	100. 000	350. 000	679. 612	728. 156

大型車

				大竹ジャンクション
			大竹	100. 000
		大野	485. 437	582. 525
		廿日市ジャンクション	500. 000	970. 874
廿日市	150. 000	500. 000	970. 874	1, 067. 962

特大車

				大竹ジャンクション
			大竹	200. 000
		大野	1, 165. 049	1, 359. 224
		廿日市ジャンクション	1, 200. 000	2, 330. 098
廿日市	350. 000	1, 200. 000	2, 330. 098	2, 524. 272

ただし、平成２６年４月１日から平成３６年３月３１日までの間において、ＥＴＣ車については、次表のとおりとする。

普通車

				大竹ジャンクション
			大竹	17.220
		大野	238.096	221.400
		廿日市ジャンクション	115.620	319.800
廿日市	61.500	238.096	476.191	398.520

大型車

				大竹ジャンクション
			大竹	28.413
		大野	333.334	365.310
		廿日市ジャンクション	190.773	527.670
廿日市	101.475	333.334	666.667	657.558

特大車

				大竹ジャンクション
			大竹	47.355
		大野	711.495	608.850
		廿日市ジャンクション	317.955	879.450
廿日市	169.125	637.080	1,198.575	1,095.930

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

ト 一般国道３号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））（以下「八代日奈久道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	190.477	285.715

普通車

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	190.477	380.953

中型車

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	238.096	476.191

大型車

		日奈久
		八代南
八代ジャンクション	333.334	619.048

特大車

		日奈久
	八代南	476.191
八代ジャンクション	571.429	1,047.620

チ 一般国道3号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））（以下「鹿児島道路」という。）における各区分及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

市来インターチェンジから伊集院インターチェンジまでの区分

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	380.953	476.191	809.524

伊集院インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの区分

軽自動車等

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	95.239	231.482

普通車

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	142.858	277.778

中型車

		鹿児島西
	松元	190.477
伊集院	142.858	333.334

大型車

		鹿児島西
	松元	238.096
伊集院	238.096	476.191

特大車

		鹿児島西
	松元	428.572
伊集院	380.953	809.524

リ 一般国道9号（安来道路）（以下「安来道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		東出雲
	安来	333.334
米子西	190.477	476.191

普通車

		東出雲
	安来	428.572
米子西	190.477	619.048

中型車

		東出雲
	安来	476.191
米子西	285.715	761.905

大型車

		東出雲
	安来	666.667
米子西	333.334	1,000.000

特大車

		東出雲
	安来	1,142.858
米子西	571.429	1,714.286

ヌ 江津道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	142.858	238.096
江津	142.858	285.715	380.953

普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	190.477	285.715
江津	190.477	380.953	476.191

中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	142.858
	江津西	238.096	380.953
江津	190.477	428.572	571.429

大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	190.477
	江津西	333.334	523.810
江津	285.715	619.048	809.524

特大車

			浜田ジャンクション
			333.334
			523.810
江津	476.191	1,000.000	1,333.334

ル 椎田道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			椎田南
			95.239
			190.477
みやこ豊津	95.239	285.715	388.350

大型車

			椎田南
			142.858
			285.715
みやこ豊津	142.858	428.572	582.525

特大車

			椎田南
			333.334
			666.667
みやこ豊津	333.334	1,000.000	1,359.224

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－3の自動車の車種区分をいう。

ヲ 宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				速見
				142.858
				291.263
				436.894
宇佐	—	242.719	380.953	533.981

普通車

				速見
				190.477
				388.350
				533.981
宇佐	—	291.263	476.191	679.612

中型車

				速見
				238.096
				485.437
				631.068
宇佐	—	339.806	571.429	825.243

大型車

				速見
			大分農業文化公園	333.334
		安心院	333.334	631.068
	院内	242.719	571.429	873.787
宇佐	—	485.437	809.524	1,116.505

特大車

				速見
			大分農業文化公園	523.810
		安心院	523.810	1,067.962
	院内	436.894	952.381	1,504.855
宇佐	—	825.243	1,333.334	1,893.204

ワ 一般国道１０号（日出バイパス）（以下「日出バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

カ 一般国道１０号（延岡南道路）（以下「延岡南道路」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

ただし、延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日から平成３６年３月３１日までの間において、ＥＴＣ車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
226.752	226.752	226.752	255.534	325.890

ヨ 隼人道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		加治木
		隼人西
隼人東	97.088	194.175

普通車

		加治木
		隼人西
隼人東	145.632	242.719

中型車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

大型車

		加治木
	隼人西	194.175
隼人東	194.175	388.350

特大車

		加治木
	隼人西	339.806
隼人東	339.806	679.612

タ 一般国道２４号（京奈和自動車道（京奈道路））（以下「京奈道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

城陽インターチェンジから山田川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			精華学研・山田川
		精華下粕	145.632
	田辺西	145.632	291.263
城陽・田辺北	145.632	291.263	436.894

普通車

			精華学研・山田川
		精華下粕	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

中型車

			精華学研・山田川
		精華下粕	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

大型車

			精華学研・山田川
		精華下粕	291.263
	田辺西	291.263	582.525
城陽・田辺北	291.263	582.525	873.787

特大車

			精華学研・山田川
		精華下粕	533.981
	田辺西	533.981	1,067.962
城陽・田辺北	533.981	1,067.962	1,601.942

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
城陽インターチェンジから 田辺北インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	10.000
精華学研インターチェンジから 山田川インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

山田川インターチェンジから木津インターチェンジまでの区間

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
山田川インターチェンジから 木津インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

レ 一般国道２４号（大和北道路）（以下「大和北道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 （南）	209.040	223.210
			大和郡山北 （北）	—	—	—
		奈良	173.616	—	284.611	298.781
	奈良北	384.611	408.227	—	519.222	533.392
起点	—	396.419	420.035	—	531.030	545.200

普通車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 （南）	223.800	241.512
			大和郡山北 （北）	—	—	—
		奈良	179.520	—	318.264	335.976
	奈良北	418.264	447.784	—	586.528	604.240
起点	—	433.024	462.544	—	601.288	619.000

中型車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	238. 560	259. 814
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	185. 424	—	351. 917	373. 171
	奈良北	451. 917	487. 341	—	653. 834	675. 088
起点	—	469. 629	505. 053	—	671. 546	692. 800

大型車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	271. 770	300. 995
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	198. 708	—	427. 636	456. 860
	奈良北	527. 636	576. 344	—	805. 271	834. 496
起点	—	551. 990	600. 698	—	829. 625	858. 850

特大車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	352. 950	401. 658
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	231. 180	—	612. 726	661. 434
	奈良北	712. 726	793. 906	—	1, 175. 452	1, 224. 160
起点	—	753. 316	834. 496	—	1, 216. 042	1, 264. 750

(注) 起点とは奈良市歌姫町をいう。

ソ 一般国道 26 号(堺泉北道路)(以下「堺泉北道路」という。)における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) E T C車以外の自動車の場合

イ) 各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

A 阪和自動車道（区間料金制区間）の堺ジャンクションと当該道路を連続して通行する場合

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車	大型車
143.519	208.334

B A以外の場合

軽自動車等

				終点
				取石
				菱木
		太平寺	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

普通車

				終点
				取石
				菱木
		太平寺	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

中型車

				終点
				取石
				菱木
		太平寺	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

大型車

				終点
				取石
				菱木
		太平寺	134.260	134.260
平井	—	134.260	134.260	134.260

特大車

				終点
				取石
				菱木
		太平寺	328.704	328.704
平井	—	328.704	328.704	328.704

軽自動車等

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	106.482	106.482	106.482
平井	—	106.482	106.482	106.482

普通車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	134. 260	134. 260	134. 260
平井	—	134. 260	134. 260	134. 260

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	162. 038	162. 038	162. 038
平井	—	162. 038	162. 038	162. 038

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	226. 852	226. 852	226. 852
平井	—	226. 852	226. 852	226. 852

特大車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	375. 000	375. 000	375. 000
平井	—	375. 000	375. 000	375. 000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	143. 519	143. 519	143. 519
平井	—	143. 519	143. 519	143. 519

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	208.334	208.334	208.334
平井	—	208.334	208.334	208.334

イ) 阪和自動車道（区間料金制区間）の堺ジャンクションと阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクションの間を、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

ロ) イ) 以外の場合

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87. 963	87. 963	87. 963
平井	—	87. 963	87. 963	87. 963

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	134. 260	134. 260	134. 260
平井	—	134. 260	134. 260	134. 260

特大車

				終点
				取石
				—
				—
				菱木
				—
				—
				太平寺
				231. 180
				328. 704
				328. 704
				平井
				—
				271. 770
				328. 704
				328. 704

(注) 終点とは大阪府高石市綾園をいう。

ツ 一般国道３１号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）における各区間及び各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とし、平成３１年７月１日から適用する。

仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	582. 525

坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		呉
		天応
		291. 263
坂	291. 263	533. 981

普通車

		呉
		天応
		339. 806
坂	339. 806	679. 612

中型車

		呉
		天応
		339. 806
坂	339. 806	679. 612

大型車

		呉
		天応
		533. 981
坂	533. 981	1, 019. 418

特大車

		呉
		天応
		922. 331
坂	922. 331	1, 844. 661

ネ 一般国道３４号（長崎バイパス）（以下「長崎バイパス」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
A区間	145. 632	252. 428	398. 059	895. 239
B区間	97. 088	145. 632	203. 884	495. 146

(注１) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それ

ぞれ別添 1－4 の自動車の車種区分をいう。

(注 2) A 区間とは、長崎県諫早市多良見町市布（起点）から長崎市川平町（川平インターチェンジ）までの区間を、B 区間とは、長崎市川平町（川平インターチェンジ）から長崎市西山町 4 丁目（終点）までの区間をいう。

ナ 湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

					有田
					有田南
					湯浅
					広川
					広川南
					川辺
御坊	95.239	—	339.806	—	485.437
					485.437

普通車

					有田
					有田南
					湯浅
					広川
					広川南
					川辺
御坊	142.858	—	436.894	—	582.525
					631.068

中型車

					有田
					有田南
					湯浅
					広川
					広川南
					川辺
御坊	190.477	—	533.981	—	728.156
					776.700

大型車

					有田
					有田南
					湯浅
					広川
					広川南
					川辺
御坊	238.096	—	679.612	—	970.874
					1,019.418

特大車

					有田
				有田南	—
			湯浅	242.719	339.806
		広川	—	485.437	582.525
	広川南	380.953	—	857.143	952.381
	川辺	—	776.700	—	1,213.593
御坊	380.953	—	1,165.049	—	1,747.573

ラ 一般国道１６３号（第二阪奈道路）（以下「第二阪奈道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とし、平成３１年４月１日から適用する。

（イ）平成３１年４月１日から中町インターチェンジのＥＴＣ通信施設（料金所以外の箇所においてＥＴＣシステムを利用して無線通信を行う施設をいう。以下同じ。）の供用開始の日の前日まで

イ）ＥＴＣ車以外の自動車

軽自動車等

				宝来
			中町	—
		小瀬	189.815	189.815
	壱分	—	—	—
西石切	396.419	—	566.454	566.454

普通車

				宝来
			中町	—
		小瀬	236.112	236.112
	壱分	—	—	—
西石切	433.024	—	645.568	645.568

中型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	282.408	282.408
	壱分	—	—	—
西石切	469.629	—	724.682	724.682

大型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	375.000	375.000
	壱分	—	—	—
西石切	551.990	—	902.687	902.687

特大車

				宝来
				—
				662. 038
				662. 038
				—
西石切	753. 316	—	1, 337. 812	1, 337. 812

ロ) E T C 車

軽自動車等

				宝来
				—
				189. 815
				189. 815
				—
西石切	396. 419	—	566. 454	566. 454

普通車

				宝来
				—
				236. 112
				236. 112
				—
西石切	433. 024	—	645. 568	645. 568

中型車

				宝来
				—
				282. 408
				282. 408
				—
西石切	469. 629	—	724. 682	724. 682

大型車

				宝来
				—
				375. 000
				375. 000
				—
西石切	551. 990	—	902. 687	902. 687

特大車

				宝来
				—
				662. 038
				662. 038
				—
西石切	753. 316	—	1, 337. 812	1, 337. 812

(ロ) 中町インターチェンジのE T C通信施設の供用開始の日以降

イ) E T C車以外の自動車

軽自動車等

			中町	宝来
		小瀬	189. 815	189. 815
	壱分	—	—	—
西石切	396. 419	—	566. 454	566. 454

普通車

			中町	宝来
		小瀬	236. 112	236. 112
	壱分	—	—	—
西石切	433. 024	—	645. 568	645. 568

中型車

			中町	宝来
		小瀬	282. 408	282. 408
	壱分	—	—	—
西石切	469. 629	—	724. 682	724. 682

大型車

			中町	宝来
		小瀬	375. 000	375. 000
	壱分	—	—	—
西石切	551. 990	—	902. 687	902. 687

特大車

			中町	宝来
		小瀬	662. 038	662. 038
	壱分	—	—	—
西石切	753. 316	—	1, 337. 812	1, 337. 812

ロ) E T C車

軽自動車等

			中町	宝来
		小瀬	189. 815	189. 815
	壱分	—	—	—
西石切	396. 419	—	497. 968	566. 454

普通車

				宝来
			中町	—
		小瀬	236. 112	236. 112
	壱分	—	—	—
西石切	433. 024	—	559. 960	645. 568

中型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	282. 408	282. 408
	壱分	—	—	—
西石切	469. 629	—	621. 952	724. 682

大型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	375. 000	375. 000
	壱分	—	—	—
西石切	551. 990	—	761. 434	902. 687

特大車

				宝来
			中町	—
		小瀬	501. 658	662. 038
	壱分	—	—	—
西石切	753. 316	—	1, 102. 390	1, 337. 812

ム 一般国道１６５号（南阪奈道路）（以下「南阪奈道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

（イ）ＥＴＣ車以外の自動車の場合

イ）美原ジャンクションから羽曳野インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			羽曳野
		美原東	—
	美原	138. 889	138. 889
美原ジャンクション	—	138. 889	138. 889

普通車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	194. 445	194. 445
美原ジャンクション	—	194. 445	194. 445

中型車

			羽曳野
			—
			—
			—
美原ジャンクション	美原	240. 741	240. 741
	—	240. 741	240. 741

大型車

			羽曳野
			—
			—
			—
美原ジャンクション	美原	333. 334	333. 334
	—	333. 334	333. 334

特大車

			羽曳野
			—
			—
			—
美原ジャンクション	美原	523. 428	523. 428
	—	523. 428	523. 428

ロ) 羽曳野インターチェンジから終点までの区間

軽自動車等

				終点
				—
				—
				—
				—
羽曳野	羽曳野東	—	—	—
	92. 593	194. 445	425. 926	425. 926

普通車

				終点
				—
				—
				—
				—
羽曳野	羽曳野東	—	—	—
	92. 593	194. 445	425. 926	425. 926

中型車

				終点
				—
				—
				—
				—
羽曳野	羽曳野東	—	—	—
	92. 593	194. 445	425. 926	425. 926

大型車

				終点
				—
				—
				—
				—
羽曳野	羽曳野東	—	—	—
	138. 889	287. 038	666. 667	666. 667

				終点
			葛城	—
		太子	758. 850	758. 850
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	361. 068	539. 664	1, 148. 514	1, 148. 514

							終点
						葛城	—
					太子	240. 741	240. 741
				羽曳野東	—	—	—
			羽曳野	92. 593	194. 445	393. 245	425. 926
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	138. 889	138. 889	231. 482	328. 704	478. 262	525. 494
美原 ジャンクション	—	138. 889	138. 889	231. 482	328. 704	501. 878	549. 110

							終点
						葛城	—
					太子	240. 741	240. 741
				羽曳野東	—	—	—
			羽曳野	92. 593	194. 445	425. 926	425. 926
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	194. 280	194. 445	282. 408	384. 260	560. 328	619. 368
美原 ジャンクション	—	194. 445	194. 445	282. 408	384. 260	589. 848	620. 371

中型車

							終点
							葛城
							—
					太子	240. 741	240. 741
				羽曳野東	—	—	—
			羽曳野	92. 593	194. 445	425. 926	425. 926
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	203. 136	240. 741	328. 704	430. 556	642. 394	666. 667
美原 ジャンクション	—	238. 560	240. 741	328. 704	430. 556	666. 667	666. 667

大型車

							終点
							葛城
							—
					太子	379. 630	379. 630
				羽曳野東	—	—	—
			羽曳野	138. 889	287. 038	651. 692	666. 667
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	223. 062	325. 349	451. 990	559. 147	827. 041	924. 457
美原 ジャンクション	—	271. 770	333. 334	472. 223	607. 855	875. 749	973. 165

特大車

							終点
							葛城
							—
					太子	596. 490	758. 850
				羽曳野東	—	—	—
			羽曳野	361. 068	539. 664	986. 154	1, 148. 514
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	271. 770	442. 248	653. 316	831. 912	1, 278. 402	1, 440. 762
美原 ジャンクション	—	352. 950	523. 428	734. 496	913. 092	1, 359. 582	1, 521. 942

ただし、当該道路と阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行する場合における、美原ジャンクションと各インターチェンジ相互間（次表に金額の記載がない車種及び特大車を除く。）の1回の通行に係る料金の額は、次表のとおり

りとする。

軽自動車等

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション	74.075	74.075	148.149	231.482	388.889	388.889

普通車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション	148.149	148.149	222.223	305.556	453.704	453.704

中型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション	185.186	185.186	259.260	333.334	481.482	481.482

大型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原 ジャンクション	—	324.075	435.186	546.297	787.038	787.038

(注) 終点とは奈良県葛城市辨之庄をいう。

ウ 一般国道１９６号（今治・小松自動車道（今治小松道路））（以下「今治小松道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	190.477	285.715	285.715

普通車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	285.715	333.334	380.953

中型車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	142.858
今治湯ノ浦	333.334	428.572	476.191

大型車

			終点
			いよ小松北
			—
			東予丹原
			142. 858
			190. 477
今治湯ノ浦	428. 572	571. 429	619. 048

特大車

			終点
			いよ小松北
			—
			東予丹原
			238. 096
			333. 334
今治湯ノ浦	714. 286	952. 381	1, 047. 620

(注) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

中 一般国道４７８号（京都縦貫自動車道）（以下「京都縦貫自動車道」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った後の額とする。

大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

					亀岡・大井・千代川
					篠
					194. 175
				沓掛	194. 175
				388. 350	
			大原野	—	—
			—	—	—
			長岡京	190. 477	—
			—	—	428. 572
			619. 048		
大山崎	95. 239	238. 096	—	476. 191	666. 667

普通車

					亀岡・大井・千代川
					篠
					242. 719
				沓掛	242. 719
				485. 437	
			大原野	—	—
			—	—	—
			長岡京	238. 096	—
			—	—	523. 810
			761. 905		
大山崎	95. 239	285. 715	—	571. 429	809. 524

中型車

					亀岡・大井・千代川
					篠
					291. 263
				沓掛	291. 263
				582. 525	
			大原野	—	—
			—	—	—
			長岡京	285. 715	—
			—	—	619. 048
			904. 762		
大山崎	95. 239	333. 334	—	666. 667	952. 381

大型車

					亀岡・大井・千代川
					篠
					388. 350
				沓掛	388. 350
				776. 700	
			大原野	—	—
			—	—	—
			長岡京	380. 953	—
			—	—	857. 143
			1, 238. 096		
大山崎	142. 858	476. 191	—	952. 381	1, 333. 334

特大車

				亀岡・大井・千代川	
				篠	679. 612
			沓掛	679. 612	1, 359. 224
		大原野	—	—	—
	長岡京	666. 667	—	1, 476. 191	2, 142. 858
大山崎	285. 715	809. 524	—	1, 571. 429	2, 238. 096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
亀岡インターチェンジから 大井インターチェンジ又は 千代川インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981
大井インターチェンジから 千代川インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981

千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		園部・丹波
	八木西	—
千代川・八木中	194. 175	388. 350

普通車

		園部・丹波
	八木西	—
千代川・八木中	242. 719	485. 437

中型車

		園部・丹波
		—
千代川・八木中	291. 263	582. 525

大型車

		園部・丹波
		八木西
千代川・八木中	388. 350	776. 700

特大車

		園部・丹波
	八木西	—
千代川・八木中	679. 612	1, 359. 224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから 八木東インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612
園部インターチェンジから 丹波インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612

ノ 一般国道４８１号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の

端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571.429	761.905	952.381	1,238.096	2,095.239

(注) 1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

オ 一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))(以下「武雄佐世保道路」という。)における各区分及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジまでの区分

普通車	大型車	特大車
398.059	600.000	1,390.477

波佐見有田インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの区分

普通車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	200.000
波佐見有田	200.000	400.000

大型車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	300.971
波佐見有田	300.971	601.942

特大車

		佐世保大塔
	佐世保三川内	695.239
波佐見有田	695.239	1,390.477

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ク 一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))(以下「佐世保道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

(ロ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

			佐世保大塔
		佐世保みなと	254.630
		佐世保中央	—
	相浦中里	254.630	—
佐々	254.630	254.630	—
			254.630

普通車

				佐世保大塔
				佐世保みなと
				337. 963
				佐世保中央
				—
				337. 963
				相浦中里
				337. 963
				—
				337. 963
佐々	337. 963	337. 963	—	337. 963

中型車

				佐世保大塔
				佐世保みなと
				430. 556
				佐世保中央
				—
				430. 556
				相浦中里
				430. 556
				—
				430. 556
佐々	430. 556	430. 556	—	430. 556

大型車

				佐世保大塔
				佐世保みなと
				569. 445
				佐世保中央
				—
				569. 445
				相浦中里
				569. 445
				—
				569. 445
佐々	569. 445	569. 445	—	569. 445

特大車

				佐世保大塔
				佐世保みなと
				939. 815
				佐世保中央
				—
				939. 815
				相浦中里
				939. 815
				—
				939. 815
佐々	939. 815	939. 815	—	939. 815

(注1) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(注2) 当該道路を通行する自動車が、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の1回の通行に係る料金の額を適用する。

ロ) ETC車

軽自動車等

				佐世保大塔
				佐世保みなと
				95. 239
				佐世保中央
				—
				95. 239
				相浦中里
				87. 963
				—
				180. 556
佐々	69. 445	162. 038	—	254. 630

普通車

				佐世保大塔
				佐世保みなと
				142. 858
				佐世保中央
				—
				142. 858
				相浦中里
				106. 482
				—
				245. 371
佐々	87. 963	199. 075	—	337. 963

中型車

			佐世保大塔	
			佐世保みなと	190.477
		佐世保中央	—	190.477
	相浦中里	134.260	—	328.704
佐々	106.482	236.112	—	430.556

大型車

			佐世保大塔	
			佐世保みなと	238.096
		佐世保中央	—	238.096
	相浦中里	180.556	—	421.297
佐々	143.519	328.704	—	569.445

特大車

			佐世保大塔	
			佐世保みなと	380.953
		佐世保中央	—	380.953
	相浦中里	300.926	—	680.556
佐々	245.371	560.186	—	939.815

(注1) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(注2) 当該道路を通行する自動車が、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の1回の通行に係る料金の額を適用する。

③ 消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ(ハ)ハの規定にかかわらず、消費税率を乗じた額を100円未満切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用する。

ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、①イ(ハ)ニBに掲げる区間(当該区間の供用以前に一般国道10号(高松東道路)として供用していた期間を含む。)及び一般有料道路(ただし、②のうちイ、ハ、ホ((イ)を除く。)、ツ及びク((イ)を除く。)並びにカに定めるただし書きを除く。)のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ニ、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、平成26年3月31日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

ハ 広島呉道路について、②に定める方法により算出した料金の額と、従前の額との差額が10円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、切り捨てにより、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

ニ ハにより調整された、広島呉道路の坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの料金の額(以下「調整後額」という。)が、坂インターチェンジから天応インターチェンジの料金の額と天応インターチェンジから呉インターチェンジの料金の額を合算した額(以下「調整後上限額」という。)を超える場合は、調整後額を調整後上限額と同額にするものとする。

④ 料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額（（２）⑥に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額）のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添３及び別添５に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) 上記式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ（ハ）イ）Cのキロ程に基づき、①及び③に定める方法により算出した額（単位：円）

P：ループ内に介在する京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路又は隼人道路の料金の額（単位：円）

C：周回走行回数

ハ 区間料金制区間を連続して通行する場合

西名阪自動車道の各インターチェンジと近畿自動車道の各インターチェンジ相互間、西名阪自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間又は近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間を連続して通行する場合の料金の額は、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と阪和自動車道（区間料金制区間）の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、又は近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額と阪和自動車道（区間料金制区間）の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とする。

ただし、近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間を連続して通行するETC車については、この措置による額が、次表の（イ）及び（ロ）に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を超える場合は、この額と同額とする。

（イ）平成34年3月31日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
782.909	941.136	996.516	1,455.374	2,325.624

（ロ）平成34年4月1日以降

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

⑤ 料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、区間料金制区間（ETC車に限る。）及び別添6のうちA、C（第二京阪道路のうち京田辺松井インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間のみを通行する場合、油小路線、堺泉北道路及び南阪奈道路についてはETC車に限る。）及びD（ETC車に限る。）に掲げる高速道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジか

らDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD' はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB : AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD : AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD' : AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD' : BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD' : CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(2) 割引制度

① マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1, 000ポイント	500円分
3, 000ポイント	2, 500円分
5, 000ポイント	5, 000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

② 大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間は、イに定める自動車のうち、一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるE T C2.0車載器D S R C部使用規程第1条に規定する車載器D S R C部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のI D付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.（1）に定める車載器のI D付きプローブ情報の提供を行う自動車（以下「E T C2.0車」という。）に、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第13号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているE T C2.0車に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5 千円を超え、1 万円までの部分	2 0 パーセント
1 万円を超え、3 万円までの部分	3 0 パーセント
3 万円を超える部分	4 0 パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2 会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が5 0 0 万円を超え、かつ、利用者の自動車1 台当たりの月間平均利用額（2 会社が管理する高速自動車国道の自動車1 台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3 万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、1 0 パーセントの割引を行う。

③ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0 時から午前4 時までの間に、高速国道又は別添6 に掲げる高速道路を通行するE T C 車（ただし、別添6 のうちD に掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

割引率は3 0 パーセントとし、高速国道及び別添6 に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間の各区間（（1）④ただし書きにより、同ハ（イ）又は（ロ）の額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6 に掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に1 0 円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行うこととする。

④ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6 のうちA 若しくはB に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和2 3 年法律第1 7 8 号）第3 条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6 時から午前9 時までの間又は平日の午後5 時から午後8 時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2 会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6 時から午前9 時までの間又は午後5 時から午後8 時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1 回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1 回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間、鹿児島道路、京奈道路、大和北道路、広島呉道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、関西国際空港連絡橋、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジから中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保イン

ターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関門特別区間のキロ程と別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

$100 - W$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合３０、月間適用回数が１０回以上の場合５０。

（ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてＬ、Ｌ'１、Ｌ'２及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'１：関門特別区間又は（１）①イ（ロ）イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'２：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合３０、月間適用回数が１０回以上の場合５０。

（ハ）対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'１、Ｌ'２、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'１、Ｒ'２、Ｗ及びｔは、それぞれ次

の数値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'1 : 関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（1）①イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）
- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'1 : 関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- W : 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。
- t : 消費税率
- ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間
対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（ロ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（ロ）の定めにより算出した額とする。
- $$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$
- ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
- （注）上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。
- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
- d : （ロ）に定める計算式により算出した値を100で除した値
- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'1 : 関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（1）①イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）
- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'1 : 関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
- t : 消費税率

⑤ 平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。）し、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。）の適

用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

100-W（単位：パーセント）

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

（ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

（ハ）対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額とする。

$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジ

までの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（１）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添６のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（１）①イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）

P'：別添６のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（１）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は３０。月間適用回数（コーポレート契約）が１０回以上の場合は５０。

t：消費税率

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が１００キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（ロ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（ロ）の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式において a 、 d 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。対距離制区間が２００キロメートルを超える場合は、３５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７を加算した値。

d：（ロ）に定める計算式により算出した値を１００で除した値

L：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（１）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添６のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（１）①イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）

P'：別添６のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（１）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：消費税率

⑥ 休日割引

イ 割引をする自動車

休日、１月２日及び１月３日（ただし、平成３１年４月２２日から平成３１年５月１０日、平成３１年８月５日から平成３１年８月１６日、平成３１年１２月３０日から平成３２年１月１０日及び平成３２年４月２７日から平成３２年５月８日までの間に該当する日は除く。なお、これらの期間においては（３）ホにより適用することとする。）に高速国道又は別添６のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみの通行及び区間料金制区間の通行を除く。）するETC車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、延岡南道路（（１）②カに定めるただし書きの期間は除く。）及び椎田道路においては、別添１－１に掲げるイ

からへに該当する自動車とする。))。

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の別に算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)
- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- W : 30
- t : 消費税率

⑦ 近畿自動車道等迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道(区間料金制区間)の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道(区間料金制区間)の相互間(以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。)及び(C)に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

ただし、次表の1及び2の(A)に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出し当該道路を通行する場合は、ETC2.0車に限る。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	第二京阪道路	門真ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する東大阪ジャンクション
2	第二京阪道路	松原ジャンクションから 門真ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
3	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 一般国道308号（第二阪奈道路） との接続部から東大阪ジャンクシ ョンまでの区間	東大阪ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する東大阪ジャンクション
4	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 一般国道308号（第二阪奈道路） との接続部から東大阪ジャンクシ ョンまでの区間	松原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
5	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 第二阪奈道路との接続部から東大 阪ジャンクションまでの区間	東大阪ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する東大阪ジャンクション
6	大阪府道高速大阪東大阪線のうち 第二阪奈道路との接続部から東大 阪ジャンクションまでの区間	松原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
7	西名阪自動車道	松原ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する松原ジャンクション
8	西名阪自動車道	松原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	
9	南阪奈道路	美原ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する松原ジャンクション
10	南阪奈道路	美原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	

ロ 割引適用後の料金の額

(イ) イの表中1及び2の（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、東大阪ジャンクションと門真ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ロ) イの表中3から8までの（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中3から8までの項毎に、次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし、算出額が負の数又は0となる場合は、（B）のインターチェンジ相互間の料金の額を減じた後の額とする。

$$X - Y$$

（注）この算式においてX及びYは、ハの（イ）及び（ロ）別に、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：イの表中（D）に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が行き止まりの間に定めるインターチェンジ相互間の阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（単位：円）

Y：イに定める自動車の通行のうち、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（単位：円）

(ハ) イの表中9及び10の（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中9及び10の項毎に、（ロ）に定める算式により算出した額と、松原ジャンクションと美原ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とする。

ハ 対象インターチェンジ

(イ) 入口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）の堂島インターチェンジ、高麗橋インターチェンジ、長堀インターチェンジ、高津インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、えびす町インターチェンジ、四ツ橋インターチェンジ若しくは信濃橋インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

(ロ) 出口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）の北浜インターチェンジ、本町インターチェンジ、道頓堀インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、なんばインターチェンジ、信濃橋インターチェンジ若しくは土佐堀インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

ニ 適用する期間

平成２９年６月３日から平成４４年３月３１日まで本割引を適用する。

ただし、イの表中１及び２の（Ａ）に掲げる道路の各インターチェンジのうち第二京阪道路の起点は平成３１年４月１日から平成４４年３月３１日まで、イの表中３及び４は平成２９年６月３日から平成３１年３月３１日まで並びにイの表中５及び６は平成３１年４月１日から平成４４年３月３１日まで本割引を適用する。

⑧ 沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引率等

割引率は３５．５パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２６年４月１日から平成３３年３月３１日まで本割引を適用する。

⑨ 延岡南道路地域内利用割引

イ 割引をする自動車

延岡南道路の起点（宮崎県延岡市石田町をいう。）と延岡南インターチェンジ相互間を通行する自動車（ただし、別添１－１のトからタに該当する自動車については、ＥＴＣ車だけに適用する。また、当該自動車が延岡南インターチェンジと東九州自動車道の門川南スマートインターチェンジ又は日向インターチェンジの間を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合を除く。）。

ロ 割引額

割引額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とし、延岡南道路の通行料金に適用する。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

ただし、平成３６年３月３１日までの間において、ＥＴＣ車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
226.752	226.752	226.752	255.534	325.890

ハ 適用する期間

延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日以降、本割引を適用する。

⑩ 広島呉道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

広島呉道路と広島高速道路公社が管理する道路を連続して通行する E T C 車。

ロ 割引額

割引額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とし、広島呉道路の仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降、本割引を適用する。

⑪ 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車が E T C システムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑫ 乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、コーポレート契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑬ 乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路（平成31年3月31日までとする。）、安来道路、広島呉道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1－1、別添1－3又は別添1－4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑭ 通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1－2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑮ 割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から⑫（ただし、④及び⑤を除く）に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ④と①、③、⑥、⑧又は⑪の割引相互間における重複適用関係

（イ）④と①又は⑧は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑧については、⑧の割引適用後に、④の割引を適用する。

（ロ）④と③、⑥又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。

ニ ⑤と②、③、⑥、⑧又は⑫の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑤と⑧は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑧の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

（ロ）⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

（注）上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑤の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ハ）⑤と⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑫の割引を適用する。

（二）⑤と③、⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

⑯ 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成22年1月2日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第 3 条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
大型車	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
	リ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定める値以下かつ 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
特大車	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2 車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
	ヲ 普通貨物自動車 （4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
特大車	コ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

中国縦貫自動車道（中国吹田・下関間）

[illegible]

																						下関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																				美祿西		15.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																				12.9	28.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
																				13.5	26.4	41.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																				美祿東		7.7	21.2	34.1	49.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
																				小郡		5.3	15.7	23.4	36.9	49.8	65.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
																				湯田PA		10.4	18.1	31.6	44.5	60.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
																				山口		1.4	6.7	17.1	24.8	38.3	51.2	66.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
																				ジヤクシヨシ		6.0	7.4	12.7	23.1	30.8	44.3	57.2	72.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																				山口		20.0	26.0	27.4	32.7	43.1	50.8	64.3	77.2	92.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																				鹿野		16.8	36.8	42.8	44.2	49.5	59.9	67.6	81.1	94.0	109.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																				27.0		43.8	63.8	69.8	71.2	76.5	86.9	94.6	108.1	121.0	136.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																				27.0		54.0	70.8	90.8	96.8	98.2	103.5	113.9	121.6	135.1	148.0	163.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																				吉河内		43.2	70.2	87.0	107.0	113.0	114.4	119.7	130.1	137.8	151.3	164.2	179.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																				加計		16.2	43.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

山陽自動車道吹田山口線（神戸ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ・廿日市ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ間、大竹ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ・山口ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ間）

										岡山		福山東
												11.6
										鴨方		8.2
												19.8
										玉島		18.2
												29.8
										倉敷		27.7
												39.3
										早島		25.0
												33.2
										倉敷		44.8
										岡山		29.8
										ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		41.4
												50.5
										岡山		47.8
										総社		53.3
										ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		54.9
												68.5
										吉備		72.3
										ｽﾏｰﾄ		82.6
												92.9
										山陽		103.4
												116.5
										岡山		118.0
												122.4
										瀬戸		129.0
												141.9
										和気		150.5
												164.0
										備前		173.7
												185.9
										赤穂		176.3
												189.1
										播磨		191.7
										新宮		
										龍野西		
										ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		
										龍野		
										山陽		
										姫路西		
										加古川		
										姫路東		
										三木東		
										三木		
										小野		
										神戸西		
										神戸北		
										ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		
										神戸		
										ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		
										西宮北		
										神戸		
										三田		

中国横断自動車道尾道松江線（三刀屋木次・松江玉造間）

中国横断自動車道広島浜田線（広島ジ^oヤンクシヨⁿ・広島北間、千代田ジ^oヤンクシヨⁿ・浜田間）

山陰自動車道鳥取益田線（宍道ジャンクション・出雲間）

		出雲
	斐川	13.6
加茂BS スマート 宍道	10.7	
	6.2	

四国縦貫自動車道（徳島・川之江東ジャンクション間、川之江ジャンクション・大洲間）

[illegible]

四国横断自動車道阿南四万十線（徳島東・須崎東間）

[illegible]

四国横断自動車道愛南大洲線(西予宇和・大洲北只間)

西予 字和	大洲 北只
	15.7

九州縦貫自動車道鹿児島線（門司・鹿児島間）

[illegible]

九州縦貫自動車道宮崎線（えびの・宮崎間）

[illegible]

							宮崎
							清武南
							7.3
							12.5
							28.6
							33.6
							54.0
							64.6
							82.5
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4
							7.4
							23.5
							28.5
							48.9
							59.5
							70.4

九州横断自動車道長崎大分線（長崎・大分米良間）

										鳥栖		大分米良	
										東脊振		大分	
										13.6		光吉	
										11.8		4.4	
										6.8		14.8	
										8.3		19.2	
										15.1		23.9	
										26.9		27.3	
										38.0		29.7	
										37.5		33.1	
										32.2		37.5	
										26.2		46.5	
										19.4		58.8	
										11.1		68.3	
										22.4		79.6	
										30.7		93.0	
										35.2		107.0	
										42.0		115.5	
										53.8		123.6	
										63.6		129.6	
										77.1		134.5	
										85.5			
										90.7			
										94.3			
										102.8			
										107.7			
										110.7			
										119.0			
										123.6			
										129.6			
										134.5			
										139.4			
										144.3			
										149.2			
										154.1			
										159.0			
										163.9			
										168.8			
										173.7			
										178.6			
										183.5			
										188.4			
										193.3			
										198.2			
										203.1			
										208.0			
										212.9			
										217.8			
										222.7			
										227.6			
										232.5			
										237.4			
										242.3			
										247.2			
										252.1			
										257.0			
										261.9			
										266.8			
										271.7			
										276.6			
										281.5			
										286.4			
										291.3			
										296.2			
										301.1			
										306.0			
										310.9			
										315.8			
										320.7			
										325.6			
										330.5			
										335.4			
										340.3			
										345.2			
										350.1			
										355.0			
										359.9			
										364.8			
										369.7			
										374.6			
										379.5			
										384.4			
										389.3			
										394.2			
										399.1			
										404.0			
										408.9			
										413.8			
										418.7			
										423.6			
										428.5			
										433.4			
										438.3			
										443.2			
										448.1			
										453.0			
										457.9			
										462.8			
										467.7			
										472.6			
										477.5			
										482.4			
										487.3			
										492.2			
										497.1			
										502.0			
										506.9			
										511.8			
										516.7			
										521.6			
										526.5			
										531.4			
										536.3			
										541.2			
										546.1			
										551.0			
										555.9			
										560.8			
										565.7			
										570.6			
										575.5			
										580.4			
										585.3			
										590.2			
										595.1			
										600.0			
										604.9			
										609.8			
										614.7			
										619.6			
										624.5			
										629.4			
										634.3			
										639.2			
										644.1			
										649.0			
										653.9			
										658.8			
										663.7			
										668.6			
										673.5			
										678.4			
										683.3			
										688.2			
										693.1			
										698.0			
										702.9			
										707.8			
										712.7			
										717.6			
										722.5			
										727.4			
										732.3			
										737.2			
										742.1			
										747.0			
										751.9			
										756.8			
										761.7			
										766.6			
										771.5			
										776.4			
										781.3			
										786.2			
										791.1			
										796.0			
										800.9			
										805.8			
										810.7			
										815.6			
										820.5			
										825.4			
										830.3			
										835.2			
										840.1			
										845.0			
										849.9			
										854.8			
										859.7			
										864.6			
										869.5			
										874.4			
										879.3			
										884.2			
										889.1			
										894.0			
										898.9			
										903.8			
										908.7			
										913.6			
										918.5			
										923.4			
										928.3			
										933.2			
										938.1			
										943.0			
										947.9			
										952.8			
										957.7			
										962.6			
										967.5			
										972.4			
										977.3			
										982.2			
										987.1			
										992.0			
										996.9			
										1001.8			
										1006.7			
										1011.6			
										1016.5			
										1021.4			
										1026.3			
										1031.2			
										1036.1			
										1041.0			
										1045.9			
										1050.8			
										1055.7			
										1060.6			
										1065.5			
										1070.4			
										1075.3			
										1080.2			
										1085.1			
										1090.0			
										1094.9			
										1100.0			
										1105.0			
										1110.0			
										1115.0			
										1120.0			
										1125.0			
										1130.0			
										1135.0			
										1140.0			
										1145.0			
										1150.0			
										1155.0			
										1160.0			
										1165.0			
										1170.0			
										1175.0			
										1180.0			
										1185.0			
										1190.0			
										1195.0			
										1200.0			
										1205.0			
										1210.0			
										1215.0			
										1220.0			
										1225.0			
										1230.0			
										1235.0			
										1240.0			
										1245.0			
										1250.0			
										1255.0			
										1260.0			
										1265.0			
										1270.0			
										1275.0			
										1280.0			
										1285.0			
										1290.0			
										1295.0			
										1300.0			
										1305.0			
										1310.0			
										1315.0			
										1320.0			
										1325.0			
										1330.0			
										1335.0			
										1340.0			
										1345.0			
										1350.0			
										1355.0			
										1360.0			
										1365.0			
										1370.0			
										1375.0			
										1380.0			
										1385.0			
										1390.0			
										1395.0			
										1400.0			
										1405.0			
										1410.0			
										1415.0			
										1420.0			
										1425.0			
										1430.0			
										1435.0			
										1440.0			
										1445.0			
										1450.0			
										1455.0			
										1460.0			
										1465.0			
										1470.0			
										1475.0			
										1480.0			
										1485.0			
										1490.0			
										1495.0			
										1500.0			
										1505.0			
										1510.0			
										1515.0			
										1520.0			
										1525.0			
										1530.0			
										1535.0			
										1540.0			
										1545.0			
										1550.0			
										1555.0			
										1560.0			
										1565.0			
										1570.0			
										1575.0			
										1580.0			
										1585.0			
										1590.0			
										1595.0			
										1600.0			
										1605.0			
										1610.0			
										1615.0			
										1620.0			
										1625.0			
										1630.0			
										1635.0			
										1640.0			
										1645.0			
										1650.0			
										1655.0			
										1660.0			
										1665.0			
										1670.0			
										1675.0			
										1680.0			
										1685.0			
										1690.0			
										1695.0			
										1700.0			
										1705.0			
										1710.0			
										1715.0			
										1720.0			
										1725.0			
										1730.0			
										1735.0			
										1740.0			
										1745.0			
										1750.0			
										1755.0			
										1760.0			
										1765.0			
										1770.0			
										1775.0			
										1780.0			
										1785.0			
										1790.0			
										1795.0			
										1800.0			
										1805.0			
										1810.0			
										1815.0			
										1820.0			
										1825.0			
										1830.0			
										1835.0			
										1840.0			
										1845.0			
										1850.0			
										1855.0			

別添 4

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
八日市から竜王まで	—	—	485.437	—	—
竜王から栗東まで	339.806	—	—	—	—
栗東から瀬田東・瀬田西まで	291.263	339.806	339.806	—	—
瀬田東・瀬田西から大津まで	242.719	—	291.263	388.350	—
瀬田東・瀬田西から京都東まで	—	—	436.894	—	—
大津から京都東まで	—	—	242.719	291.263	—
大津から京都南まで	—	—	571.429	—	—
京都東から京都南まで	—	—	485.437	—	—
茨木から吹田まで	—	—	242.719	—	388.350
吹田から豊中まで	339.806	—	436.894	—	—
豊中から尼崎まで	242.719	—	291.263	339.806	—
尼崎から西宮まで	291.263	—	339.806	—	—

中央自動車道西宮線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茨木から中国豊中・中国池田まで	—	485.437	—	—	—

近畿自動車道松原那智勝浦線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
貝塚から泉南・阪南まで	388.350	—	—	—	—
和歌山から海南東・海南まで	388.350	—	—	—	—

近畿自動車道敦賀線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から丹南篠山口まで	485.437	—	—	—	—
福知山から綾部まで	—	388.350	436.894	—	—
綾部から舞鶴西まで	—	436.894	—	—	—

近畿自動車道敦賀線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸三田まで	—	—	339.806	—	—
三田西から吉川まで	—	—	339.806	436.894	—

近畿自動車道敦賀線と山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸北まで	436.894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中国吹田から中国豊中・中国池田まで	339.806	—	—	—	—
中国豊中・中国池田から宝塚まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
宝塚から西宮北まで	—	—	571.429	—	—
西宮北から神戸三田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
西宮北からひょうご東条まで	485.437	—	—	—	—
吉川からひょうご東条まで	—	—	242.719	—	—
吉川から滝野社まで	436.894	—	—	—	—

美作から津山まで	339. 806	—	—	—	—
津山から院庄まで	—	388. 350	436. 894	—	—
山口から小郡まで	—	—	485. 437	—	—
小郡から美祢まで	485. 437	—	—	—	—
小月から下関まで	436. 894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代田から大朝まで	—	485. 437	—	—	—

山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
神戸北から三木東まで	436. 894	—	—	—	—
山陽姫路西から龍野まで	—	291. 263	—	—	—
山陽姫路西から備前まで	—	—	1, 190. 477	—	—
龍野西から赤穂まで	—	485. 437	485. 437	—	—
赤穂から備前まで	—	388. 350	436. 894	—	—
備前から和気まで	—	—	436. 894	—	—
岡山から倉敷まで	436. 894	—	—	—	—
岡山総社から早島まで	—	436. 894	—	—	—
早島から倉敷まで	—	—	291. 263	339. 806	—
玉島から笠岡まで	485. 437	—	—	—	—
鴨方から笠岡まで	291. 263	—	339. 806	—	—
福山西から尾道まで	242. 719	—	—	—	—
本郷から河内まで	291. 263	—	—	—	—
西条から志和まで	339. 806	—	—	—	—
志和から広島東まで	—	388. 350	436. 894	—	—
広島東から広島まで	242. 719	—	291. 263	388. 350	—
広島から五日市まで	—	388. 350	436. 894	—	—
五日市から廿日市ジャンクションまで	—	485. 437	—	—	—
大竹ジャンクションから岩国まで	291. 263	339. 806	339. 806	—	—
徳山東から徳山西まで	485. 437	—	—	—	—
徳山西から防府東・防府西まで	—	—	485. 437	—	—
防府東・防府西から山口南まで	—	—	436. 894	—	—

中国横断自動車道岡山米子線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久世から湯原まで	—	436. 894	—	—	—
湯原から蒜山まで	485. 437	—	—	—	—
江府から溝口まで	291. 263	—	—	—	—

四国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藍住から土成まで	388. 350	—	—	—	—
三島川之江から土居まで	291. 263	339. 806	436. 894	571. 429	—
土居から新居浜まで	388. 350	—	—	—	—
いよ西条からいよ小松まで	436. 894	—	—	—	—
川内から松山まで	—	—	485. 437	—	—

四国横断自動車道阿南四万十線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
善通寺からさぬき豊中まで	—	485.437	—	—	—
さぬき豊中から大野原まで	291.263	339.806	—	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
門司から小倉東まで	388.350	—	—	—	—
新門司から小倉南まで	436.894	—	—	—	—
小倉東から小倉南まで	242.719	291.263	291.263	—	—
小倉東から八幡まで	485.437	—	—	—	—
小倉南から八幡まで	339.806	—	—	—	—
若宮から古賀まで	—	436.894	485.437	—	—
古賀から福岡まで	339.806	388.350	436.894	—	—
鳥栖から久留米まで	339.806	388.350	436.894	—	—
久留米から八女まで	388.350	—	—	—	—
菊水から植木まで	339.806	—	436.894	—	—
熊本から御船まで	—	—	485.437	—	—
御船から松橋まで	—	—	485.437	—	—
栗野から横川まで	242.719	242.719	242.719	291.263	485.437
横川から溝辺鹿児島空港まで	—	—	485.437	—	—
溝辺鹿児島空港から加治木まで	—	—	339.806	—	—
加治木から始良まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
始良から薩摩吉田まで	291.263	339.806	339.806	—	—
始良から鹿児島北まで	—	—	619.048	—	—
始良から鹿児島まで	—	—	619.048	—	—
薩摩吉田から鹿児島北まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
薩摩吉田から鹿児島まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
鹿児島北から鹿児島まで	—	—	242.719	291.263	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位：円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
栗野からえびのまで	436.894	485.437	485.437	761.905	—
栗野から小林まで	—	—	952.381	1,285.715	—
栗野から高原まで	—	—	1,190.477	1,714.286	—
栗野から都城まで	—	—	1,714.286	2,476.191	4,142.858
栗野から田野まで	—	—	2,380.953	3,428.572	—
栗野から宮崎まで	—	—	2,761.905	—	—
横川からえびのまで	—	—	714.286	—	—
横川から小林まで	—	—	1,142.858	—	—
横川から高原まで	—	—	1,380.953	1,952.381	—
横川から都城まで	—	—	1,904.762	2,714.286	4,619.048
横川から田野まで	—	—	2,571.429	—	—
横川から宮崎まで	—	—	2,952.381	—	—
溝辺鹿児島空港から小林まで	—	—	1,571.429	—	—
溝辺鹿児島空港から高原まで	—	—	1,809.524	—	—
溝辺鹿児島空港から都城まで	—	—	2,333.334	3,333.334	—
溝辺鹿児島空港から田野まで	—	—	3,047.620	—	—
溝辺鹿児島空港から宮崎まで	—	—	3,333.334	—	—
加治木から小林まで	—	—	1,809.524	—	—
加治木から高原まで	—	—	2,095.239	—	—
加治木から都城まで	—	—	2,571.429	—	—
加治木から田野まで	—	—	3,238.096	—	—

加治木から宮崎まで	—	—	3, 523. 810	—	—
始良から高原まで	—	—	2, 333. 334	—	—
始良から都城まで	—	—	2, 904. 762	—	—
始良から田野まで	—	—	3, 428. 572	—	—
始良から宮崎まで	—	—	3, 714. 286	—	—
薩摩吉田から都城まで	—	—	3, 095. 239	—	—
薩摩吉田から宮崎まで	—	—	3, 904. 762	—	—
鹿児島北から都城まで	—	—	3, 333. 334	—	—
鹿児島北から田野まで	—	—	3, 857. 143	—	—
鹿児島北から宮崎まで	—	—	4, 142. 858	—	—
鹿児島から都城まで	—	—	3, 333. 334	—	—
鹿児島から田野まで	—	—	3, 857. 143	—	—
鹿児島から宮崎まで	—	—	4, 142. 858	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久留米から筑後小郡まで	—	485. 437	—	—	—

九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
えびのから小林まで	485. 437	—	619. 048	—	—
えびのから高原まで	—	—	952. 381	—	—
えびのから都城まで	—	—	1, 428. 572	2, 000. 000	3, 428. 572
えびのから田野まで	—	—	2, 095. 239	2, 952. 381	—
えびのから宮崎まで	—	—	2, 523. 810	—	—
小林から高原まで	291. 263	339. 806	339. 806	—	—
小林から都城まで	—	—	1, 000. 000	1, 333. 334	2, 190. 477
小林から田野まで	—	—	1, 619. 048	—	—
小林から宮崎まで	—	—	2, 000. 000	—	—
高原から都城まで	—	—	714. 286	952. 381	—
田野から宮崎まで	—	436. 894	485. 437	—	—

九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
長崎多良見から諫早まで	—	242. 719	242. 719	291. 263	—
諫早から大村まで	339. 806	—	436. 894	—	—
東そのぎから武雄南まで	—	485. 437	—	—	—
嬉野から武雄南まで	—	—	—	—	436. 894
嬉野から武雄北方まで	436. 894	—	—	—	—
武雄北方から多久まで	339. 806	—	—	—	—
東脊振から鳥栖まで	—	—	485. 437	—	—
鳥栖から筑後小郡まで	242. 719	—	291. 263	339. 806	—
鳥栖から甘木まで	—	—	485. 437	—	—
筑後小郡から甘木まで	242. 719	—	291. 263	339. 806	—
甘木から朝倉まで	—	—	339. 806	—	—
朝倉から杷木まで	—	339. 806	—	—	—
九重から湯布院まで	—	436. 894	—	—	—
別府から速見まで	—	388. 350	436. 894	—	—

関門自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
下関から門司港まで	291.263	339.806	339.806	571.429	—

沖縄自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額（単位：円）（B）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
許田から宜野座まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
許田から金武まで	—	485.437	485.437	666.667	—
許田から石川まで	—	—	714.286	1,000.000	—
宜野座から金武まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
宜野座から石川まで	—	485.437	485.437	666.667	—
金武から石川まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
金武から沖縄北まで	436.894	—	571.429	—	—
金武から沖縄南まで	—	—	714.286	—	—
屋嘉から石川まで	—	—	194.175	—	—
屋嘉から沖縄北まで	339.806	—	436.894	—	—
石川から沖縄北まで	291.263	339.806	339.806	—	—
石川から沖縄南まで	—	—	485.437	—	—
沖縄北から北中城まで	339.806	—	—	—	—
沖縄南から北中城まで	242.719	—	291.263	339.806	—
沖縄南から西原まで	—	—	485.437	—	—
沖縄南から那覇まで	485.437	—	—	—	—
北中城から西原まで	242.719	—	291.263	388.350	—
北中城から那覇まで	—	—	485.437	—	—
西原から那覇まで	—	—	291.263	339.806	—

別添 5 一般有料道路等のキロ程（単位：キロメートル）

京滋バイパス

							久御山淀	
							久御山	2.4
							久御山ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	3.1
					巨椋	—	—	—
					宇治西	—	—	—
					宇治東	1.9	3.6	6.7
					笠取	—	—	—
					南郷	5.1	7.4	9.3
					石山	—	—	—
					瀬田東	4.9	11.9	14.2
					—	7.9	14.9	17.2
							19.1	20.8
							20.8	23.9

第二京阪道路

												門真ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
												—
												3.3
												—
												8.9
												—
												14.3
												—
												18.4
												18.8
												—
												22.6
												25.5
												26.5
												27.4
												28.3

淀川左岸線延伸部

			西日本・阪神 接続部
門真ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	門真西	—	0.4
			1.1

（注）西日本・阪神接続部とは大阪市鶴見区緑地公園をいう。

椎田道路

			椎田南
			1.7
みやこ豊津	築城	4.9	6.6
	2.3	7.2	8.9

隼人道路

			加治木
			2.5
隼人東	隼人西	3.6	6.1

京都縦貫自動車道

				篠	亀岡
				5.0	5.5
				—	10.5
				—	—
				7.1	13.5
大山崎	長岡京	8.4	—	14.8	19.0
	1.3				20.3

広島岩国道路

			大竹ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
			0.7
廿日市	廿日市ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	8.3	9.0
	2.5	7.2	13.0
			15.5
			16.2

宇佐別府道路

				大分農業文化公園	速見
				6.3	6.3
				—	12.6
宇佐	院内	5.2	11.5	17.8	17.8
	—	8.3	14.6	20.9	20.9

湯浅御坊道路

					有田南	有田
					2.7	3.9
					5.2	6.4
					—	—
					4.5	9.7
					8.5	13.7
					13.0	18.2
					—	19.4

湯浅御坊道路

					園部	丹波
					—	5.4
					—	—
					1.5	5.5
					—	10.9

八代日奈久道路

			日奈久
			5.4
八代ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	八代南	6.6	12.0

日出バイパス

		日出
		9.0
速見		

今治小松道路

				終点
				—
				3.0
				12.0
				13.0

江津道路

			浜田ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
			3.4
江津	江津西	6.0	9.4
	5.1	11.1	14.5

延岡南道路

延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日
の前日まで

		門川
		3.7
延岡南		

延岡南インターチェンジの料金所の供用開始の日
以降

		門川
		2.6
起点・延岡南		

兵庫県道路公社が管理する道路（播但連絡道路）

															朝来		和田山	
															生野北第二	—	12.1	
															—	—	—	
															0.5	5.5	17.6	
															—	—	—	
															—	—	—	
															15.3	20.3	32.4	
															—	—	—	
															24.5	29.5	41.6	
															27.8	32.8	44.9	
															—	—	—	
															32.8	37.8	49.9	
															36.9	41.9	54.0	
															—	—	—	
姫路ジャンクション	花田	山陽姫路東	豊富	砥堀	船津	福崎南	福崎北	市川南	市川北	神崎南	神崎北	生野	生野北第一	生野北第二	朝来	和田山		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			3.0	—	7.1	12.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			4.9	—	9.0	14.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4.7		6.6	9.6	—	13.7	18.7	—	22.0	27.9	31.2	38.6	43.6	—	46.5	51.5	63.6	

京都府道路公社が管理する道路（丹波綾部道路）

				綾部ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ
				綾部安国寺
				2.6
				9.9
丹波	京丹波みずほ	京丹波わち	—	7.3
		11.6	18.9	21.5
	7.7	19.3	26.6	29.2

京都府道路公社が管理する道路（綾部宮津道路）

			宮津天橋立
			舞鶴大江
			11.3
綾部ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ		12.1	23.4

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道２８号）

											鳴門北	鳴門										
											淡路島南	7.1	14.4									
												8.8	15.9	23.2								
											洲本	9.5	18.3	25.4	32.7							
												13.5	22.3	29.4	36.7							
											淡路島中央	7.9	11.9	21.4	30.2	37.3	44.6					
											スマート	4.0	13.5	22.3	29.4	36.7						
												10.1	18.0	22.0	31.5	40.3	47.4	54.7				
											東浦	8.8	18.9	26.8	30.8	40.3	49.1	56.2	63.5			
											垂水	5.4	14.2	24.3	32.2	36.2	45.7	54.5	61.6	68.9		
											淡路(サｰﾋﾞｽｱﾘｱ)	11.3	16.7	25.5	35.6	43.5	47.5	57.0	65.8	72.9	80.2	
											布施畑	3.8	15.1	20.5	29.3	39.4	47.3	51.3	60.8	69.6	76.7	84.0
											5.0	8.8	20.1	25.5	34.3	44.4	52.3	56.3	65.8	74.6	81.7	89.0

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道３０号）

					坂出北	坂出
					8.2	10.8
					7.7	15.9
早島	水島	児島	与島ﾊﾞｰﾈｿﾞｸﾞｴﾘｱ	—		
		10.6	18.3	26.5	29.1	
	8.2	18.8	26.5	34.7	37.3	

別添 6

A	広島岩国道路
	八代日奈久道路
	江津道路
	椎田道路
	宇佐別府道路
	日出バイパス
	延岡南道路
	隼人道路
	湯浅御坊道路
	今治小松道路
	京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
B	鹿児島道路
	安来道路
	京奈道路
	広島呉道路
	長崎バイパス
	関西国際空港連絡橋
	武雄佐世保道路
	佐世保道路
C	京滋バイパス
	油小路線
	第二京阪道路
	大和北道路
	堺泉北道路
	南阪奈道路
D	第二神明道路（平成 31 年 4 月 1 日以降とする。）

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ										
大口	×	大口									
深夜	○	○	深夜								
休日	○	○	×	休日							
近迂	○	○	○	×	近迂						
沖特	○	○	○	×	×	沖特					
延地	×	×	×	×	×	×	延地				
広連	○	×	×	×	×	×	×	広連			
障割	○	×	×	×	○	○	×	×	障割		
路バス	×	○	○	×	○	○	×	×	×	路バス	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「沖特」、「延地」、「広連」、「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	近畿自動車道等迂回利用割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市中小路町狐山(八日市インターチェンジを含まない)	兵庫県西宮市今津野田町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	奈良県天理市櫨本町	大阪府吹田市青葉丘北
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府松原市別所町 和歌山県御坊市野口字野尻	和歌山県有田郡有田川町大字天満字 和歌山県田辺市稲成町字下組
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町金会	福井県小浜市府中(小浜インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府吹田市青葉丘北	山口県下関市棕野町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区有野町二郎 広島県大竹市御園	広島県廿日市市宮内 山口県山口市黒川
高速自動車国道 山陽自動車道 宇部下関線	山口県宇部市大字東岐波	山口県下関市大字吉田地方
高速自動車国道 中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県たつの市揖西町土師	兵庫県たつの市新宮町角亀字畦畑
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県岡山市北区津寺	鳥取県米子市赤井手
高速自動車国道 中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	島根県松江市乃白町字迂り廻
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴	島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 山陰自動車道 鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊志見	島根県出雲市知井宮町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	徳島県徳島市川内町沖島	愛媛県大洲市新谷
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	香川県高松市前田東町字中村	高知県須崎市吾井郷乙
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稲生	愛媛県大洲市北只
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市田上
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市清武町大字加納字山口甲

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県長崎市早坂町	大分県大分市片島字長居ヶ迫
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越 大分県大分市片島字長居ヶ迫 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡みやこ町皆見 大分県佐伯市大字上岡 宮崎県宮崎市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県名護市字幸喜	沖縄県那覇市首里崎山町
一般国道1号（京滋バイパス）	滋賀県大津市大江町	京都府久世郡久御山町森
一般国道2号（第二神明道路）	兵庫県神戸市須磨区月見山町 兵庫県神戸市垂水区名谷町入野	兵庫県明石市魚住町清水字鳥喰下 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹
一般国道2号（広島岩国道路）	広島県廿日市市宮内	広島県大竹市御園
一般国道3号（南九州西回り自動車道 （市来～鹿児島西））	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市市田上
一般国道9号（安来道路）	鳥取県米子市陰田町	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷
一般国道9号（江津道路）	島根県江津市嘉久志町	島根県浜田市後野町
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布名 長崎県長崎市川平町	長崎県長崎市昭和 長崎県長崎市西山
一般国道42号（湯浅御坊道路）	和歌山県有田郡有田川町大字天満	和歌山県御坊市野口
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町字須知	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺
一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	佐賀県武雄市東川登町大字袴野	長崎県佐世保市大塔町
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市大塔町	長崎県佐世保市矢岳町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	98 キロメートル	677, 484 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	12 キロメートル	96, 859 百万円
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	111 キロメートル	53, 410 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	37 キロメートル	56, 254 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	13, 820 箇所	247, 875 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	46 キロメートル	111, 141 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7, 861百万円
H 2 9	9, 756百万円
H 3 0	18, 825百万円
H 3 1	231, 483百万円
H 3 2	89, 927百万円
H 3 3	110, 285百万円
H 3 4	130, 762百万円
H 3 5	135, 999百万円
H 3 6	132, 665百万円
H 3 7	139, 947百万円
H 3 8	132, 255百万円
H 3 9	101, 573百万円
H 4 0	85, 207百万円
H 4 1	64, 644百万円

(注1) 平成27年度から平成29年度は実績値を、平成30年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成31年3月26日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 渡 邊 大 樹

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 酒 井 和 広